

# 魚沼市景観計画

愛する魚沼 ～美しく豊かな景観を未来へ～



魚沼市



# 目次

|  |           |
|--|-----------|
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b>                        | <b>1</b>  |
| (1) はじめに                                     | 1         |
| (2) 景観について                                   | 3         |
| (3) 魚沼市景観計画の概要                               | 6         |
| (4) 魚沼市の概要                                   | 9         |
| <b>第2章 魚沼市の景観</b>                            | <b>15</b> |
| (1) 魚沼市の景観資源                                 | 15        |
| (2) 景観づくりの課題                                 | 20        |
| <b>第3章 景観計画区域（法第8条第2項第1号）</b>                | <b>22</b> |
| (1) 景観計画区域の設定                                | 22        |
| <b>第4章 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項）</b>           | <b>23</b> |
| (1) 景観づくりの基本方針                               | 23        |
| (2) 区域別の景観づくりの方針                             | 25        |
| (3) 特徴的な景観づくりの方針                             | 36        |
| <b>第5章 良好な景観の形成のための行為の制限（法第8条第2項第2号）</b>     | <b>45</b> |
| (1) 行為の制限について                                | 45        |
| (2) 届出対象行為                                   | 47        |
| (3) 景観形成基準                                   | 49        |
| <b>第6章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）</b> | <b>53</b> |
| (1) 指定の方針                                    | 53        |
| (2) 指定の方法                                    | 53        |
| <b>第7章 屋外広告物の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ）</b>       | <b>54</b> |
| (1) 基本的な考え方                                  | 54        |
| (2) 屋外広告物の禁止または制限の基準に関する方針                   | 54        |
| <b>第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号ロ、ハ）</b>  | <b>56</b> |
| (1) 基本的な考え方                                  | 56        |
| (2) 景観重要公共施設の整備に関する方針                        | 57        |
| <b>第9章 景観づくりの推進</b>                          | <b>58</b> |
| (1) 協働による景観づくり                               | 58        |
| (2) 推進施策                                     | 59        |
| (3) 推進体制                                     | 61        |
| <b>参考資料</b>                                  |           |
| (1) 景観計画の策定経過                                | 参-1       |
| (2) 景観に関する市民アンケート結果（概要）                      | 参-2       |
| (3) 景観法抜粋                                    | 参-5       |





# 第1章 計画の策定にあたって

## (1) はじめに

### 1) 策定の背景

本市の東部は、越後三山只見国定公園に広く指定され、南部には駒ヶ岳や平ヶ岳、北東部には守門岳や浅草岳などの標高の高い山々が連なり、雄大な自然景観が広がっています。南東部は尾瀬国立公園の一部に指定されており、貴重な自然環境が形成されています。また、市内にはかつての宿場町の名残や、銀山開拓の歴史が残されているなど、歴史的な景観資源も残されており、多種多様な景観が存在しています。加えて、雪国ならではの暮らしや営みの中で受け継がれてきた生活習慣や文化が今も残されています。

一方で、農地や山林が荒れ地になっていたりするなど、美しい景観を損なっているところも見受けられます。

本市では、平成20年に個性ある景観を保全し、より優れた景観を次代に継承するため、「魚沼市景観基本計画」を策定し、景観づくりを行ってきました。この計画では、景観の類型ごとに景観づくりの指針を定め、既存の良好な景観の維持・保全や、好ましくない景観の改善等、魅力的な景観づくりに努めてきました。

全国的には、近年の社会経済の成熟とともに、人々の価値観が量的な向上から質的な向上へと変化し、生活空間の質を高めるなど景観に対する意識も高まってきました。このような意識の高まりを受け、各自治体では景観条例等による景観づくりの取り組みが行われてきましたが、法的な根拠がなく、いざというときの強制力がないことなどが課題となっていました。そのため、平成16年に景観に関する総合的な法律である景観法が制定され、これらの課題への対応が可能となりました。

景観法の制定により、景観づくりへの意識がさらに高まり、景観法制定以降、全国的に景観行政団体、景観計画策定団体は順調に増加し、景観法を活用した取り組みが各地で行われています。

また近年では、地域固有の景観資源の活用を図ることで、地域ブランドとしてアピールし、観光客の増加や地域産業の活性化に繋げるなど、地方創生の取り組みの一環としても景観づくりの取り組みが進められています。

これらの状況を踏まえ、本市では、今後も豊かな景観資源を守り、魚沼市らしい景観づくりを行っていくために、これまで運用してきた景観基本計画を踏まえながら、景観法を活用した新たな計画として「魚沼市景観計画」を策定することとしました。

## 2) 策定の目的

魚沼市景観計画は、本市の景観づくりに関する基本的な方向性を定めるとともに、これまで行ってきた景観づくりの取り組みを充実・強化し、一層の推進を図ることを目的とします。

なお、本計画では、特に以下の3点を主な目的としています。

● 魚沼市の豊かな資源や文化を守り育て、よりよい景観を次の世代に継承すること

● 魚沼市の各地域が誇る景観資源を磨き上げ、快適な生活環境づくりや観光活性化などにつなげること

● 市民と行政の協働による景観づくりを推進し、市民による自主的なまちづくり活動につなげること

### ■ 景観法とは

平成 16 年に公布された、良好な景観の形成を促進するための施策を定めた法律です。

この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。(景観法第一章)

### ■ 景観計画とは

景観行政団体\*が、景観に関するまちづくりを進めるための基本的な計画として、景観法に基づき、良好な景観の形成・保全に関する方針や景観形成に関わる行為の基準、景観形成上特に重要な建造物や公共施設に関する事項等をまとめる計画です。

※景観行政団体：景観法に基づいて、景観行政を行う地方公共団体のことです。都道府県、政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は都道府県との協議・同意によって景観行政団体になることができます。魚沼市は平成 30 年度に景観行政団体へ移行しました。

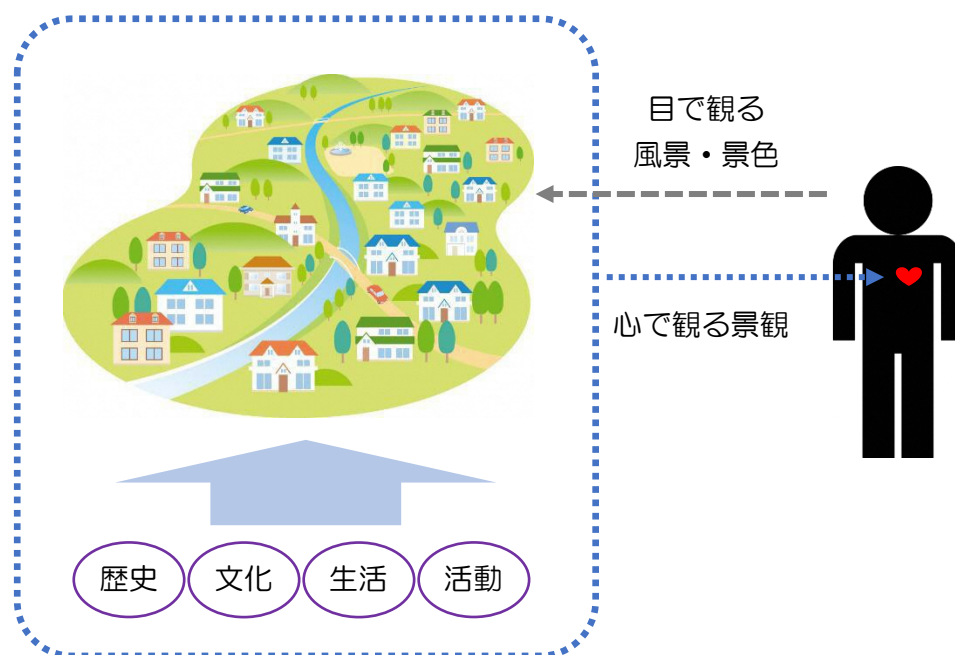
## (2) 景観について

### 1) 景観とは

『景観』とは、風景や景色の“景”と、それを人が観ることの“観”という文字で表されるように、単に目に見える風景や景色が存在するだけでなく、それを人が行動として“観る”ことで成り立つものです。

『景観』には、単に存在する表面上の眺めだけでなく、その場の雰囲気や季節の流れ、その地で育まれた歴史や文化、そこで営まれる生活や活動などが含まれると考えられます。

景観づくりは、単に美しい風景や景色を守るだけではなく、観る人が「美しい・好ましい」と感じる景色や雰囲気をつくっていく取り組みです。より良い景観づくりを行うためには、観る人にとって良い景色や雰囲気をつくるだけでなく、市民が暮らしやすく、誇りや愛着をもてる環境をつくり上げていくことが重要です。



## 2) 景観づくりの対象

道路、河川、公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、これらが存在する公的な空間が景観づくりの主な対象となります。

また、公的空間に接する部分は、市民や来訪者の目に触れる部分であり、地域の景観を構成する重要な要素です。そのため、この空間についても景観づくりの対象として考えることが必要です。

本計画では、空間を公的空間、半公的空間、私的空間の3つに区分し、公的空間と半公的空間を景観づくりの対象とします。

### 公的空間

道路や河川、公園等の多くの人が行き交う場所で、景観づくりの主となる部分です。公共の場としての景観づくりを推進します。

### 半公的空間

建築物の外壁や屋根等、公的空間から人の目に触れることのできる部分です。外壁や屋根を周辺と調和するように工夫したり、玄関先や前庭を緑化したりすることによって、良好な景観をつくることができます。

### 私的空間

建物の屋内等、外からは見えない部分で、所有者や利用者によって維持・管理される部分です。

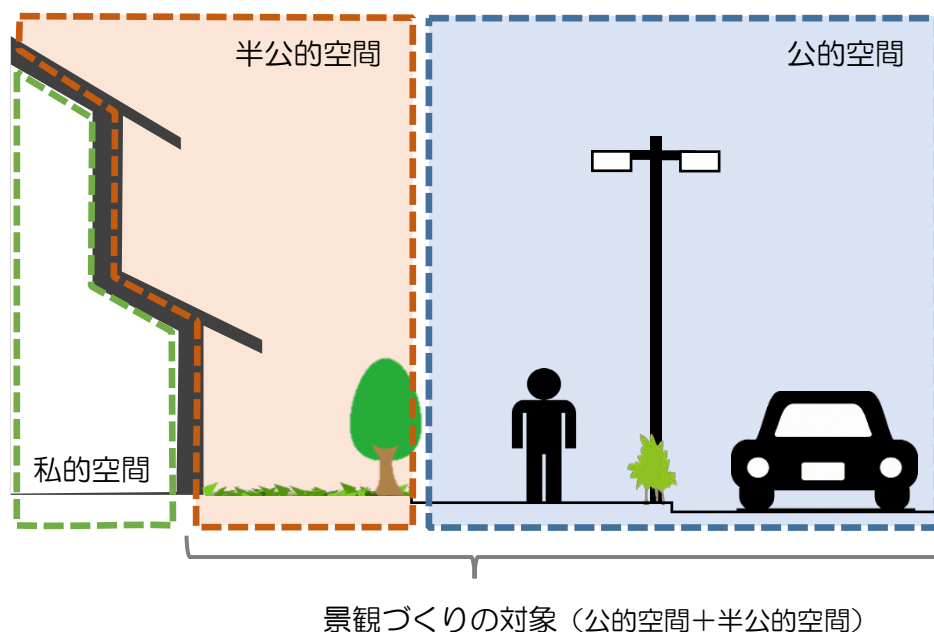


図 対象となる領域のイメージ



### 3) 景観づくりの効果

景観づくりを行うことで、美しい空間が整備され、そこに訪れる人に癒しやうるおいを与えるといた直接的な効果のほか、交流人口の増加による地域の活性化や経済的な効果など、様々な効果が期待できます。

#### 1 快適な生活空間の形成

1

市域に広がる田園や背景の山々などの自然環境と調和したまちなみは、市民の生活にゆとりやうるおいを与えます。また、身近な生活の場における統一感のあるまちなみや、きれいに整備された公園や河川などが整うことで、より快適で安全な生活を送ることができます。

#### 2 地域経済の活性化

2

良好な景観の形成により本市の魅力が高まることで、来訪者が増加し、観光産業等の活性化が期待できます。また、既存の景観資源である山々の眺望景観やダム等を活用した観光ルートの設定や景観整備等により、関連する建築や土木、農林業などの様々な産業への効果や地域経済の活性化が期待できます。

#### 3 地元に対する誇りと愛着の形成

3

景観づくりの推進によって本市がより魅力的なまちになることで、市民の愛着や誇りの醸成が期待できます。また、景観づくりを通して、地域に住む子どもたちにも地域のことをよく知ってもらい、地元に対する愛着や誇りを育み、将来的な定住意識の醸成にもつながり、まちの持続的な発展が期待できます。

#### 4 地域力の向上

4

景観づくりは、市民・事業者・行政等の協働のもと、地域に暮らす市民が主体となって行うまちづくり活動です。身近な道路や公園の清掃や花壇の手入れなどの景観づくりに関する活動を通して、地域のコミュニティが強化され、地域の課題解決や活性化のための地域力の向上が期待できます。

### (3) 魚沼市景観計画の概要

#### 1) 計画の位置づけ

魚沼市景観計画は、市の最上位計画である「魚沼市総合計画」や「国土利用計画（魚沼市計画）」、「まちづくり基本条例」を踏まえ、本市の景観形成に関わる総合的な指針として策定します。策定にあたっては、本市のまちづくりに関する基本的な方針を定めている「魚沼市都市計画マスタープラン」や「魚沼市立地適正化計画」、その他の関連計画等との整合や連携を図ります。

なお、本計画は、景観法第8条の規定に基づく法定計画として、景観法を活用するために必要な事項を定めます。このため、本市の景観づくりを推進する上で必要な事項は、魚沼市景観条例で定めます。

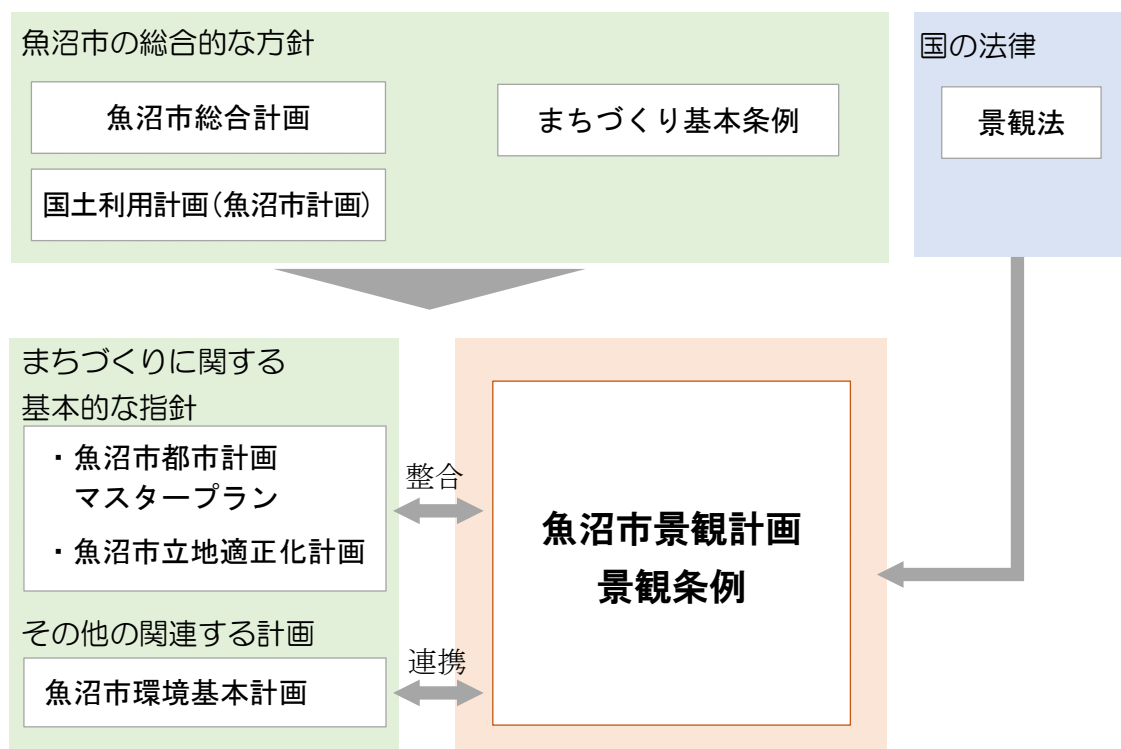


図 景観計画の位置づけ

表 景観法第8条の規定に基づき景観計画に定める事項

| 法の位置づけ | 項目                        | 本計画での記載 |
|--------|---------------------------|---------|
| 必須事項   | 景観計画区域                    | 第3章     |
|        | 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項    | 第5章     |
|        | 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針     | 第6章     |
| 選択事項   | 屋外広告物の制限に関する事項            | 第7章     |
|        | 景観重要公共施設の整備に関する事項         | 第8章     |
|        | 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 | 未選択     |
|        | 自然公園法の許可の基準               | 未選択     |
| 努力義務   | 良好な景観の形成に関する方針            | 第4章     |

# 将来土地利用方針図（全域）



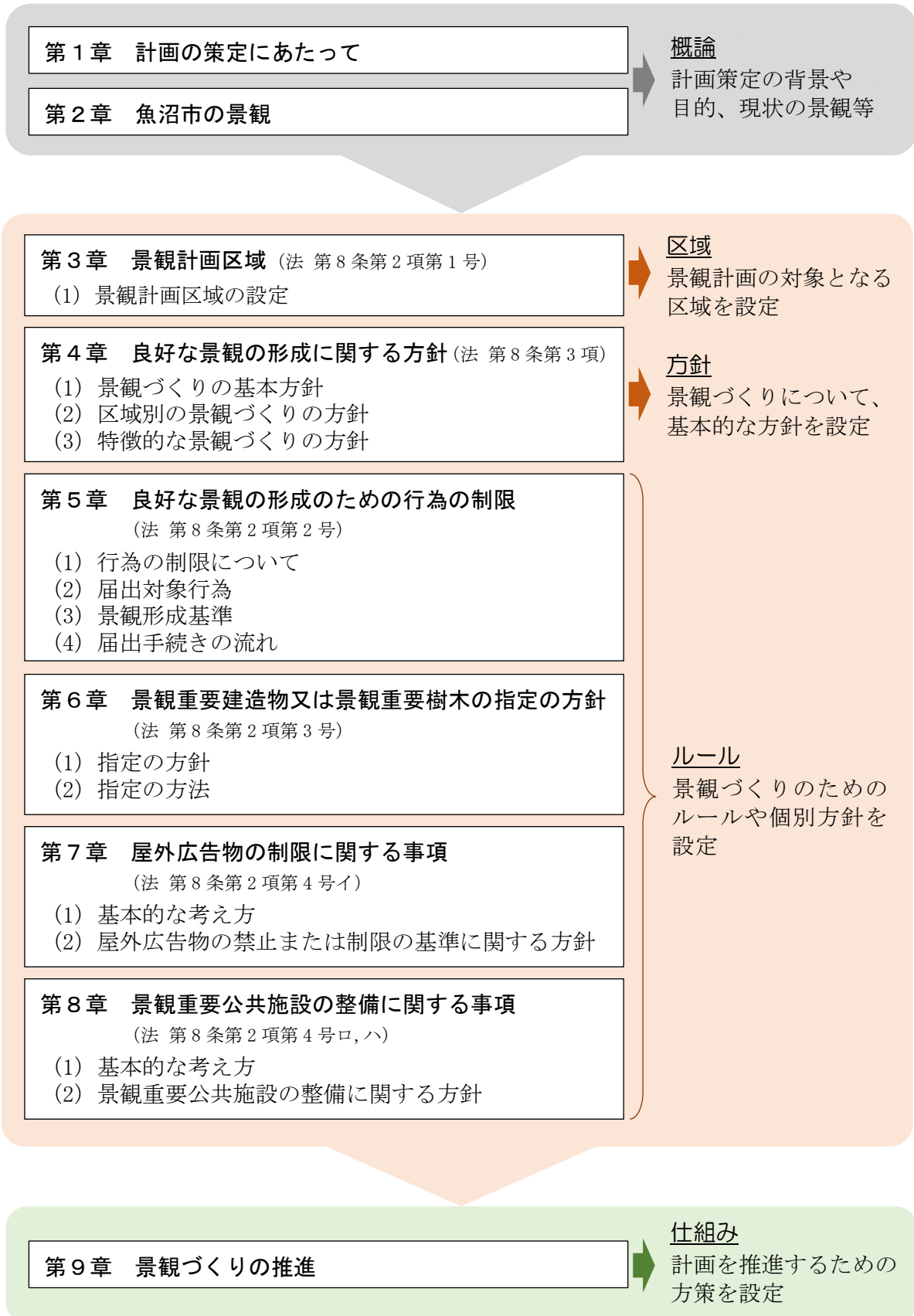
| 凡 例   |        |
|---|--------|
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:red;"></span>                          | 市街地    |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:blue;"></span>                         | 工業用地   |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:yellow;"></span>                       | 保全農地   |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:lightgreen;"></span>                   | 山林地    |
| <span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border-radius:50%; background-color:lightpink;"></span> | 都市拠点   |
| <span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border-radius:50%; background-color:orange;"></span>    | 地域拠点   |
| <span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:2px solid green;"></span>                              | 新幹線    |
| <span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:2px solid black;"></span>                              | 鉄道     |
| <span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:2px solid blue;"></span>                               | 高速道路   |
| <span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:2px solid gray;"></span>                               | 国道     |
| <span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:2px solid cyan;"></span>                               | 河川・湖   |
| <span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:2px dashed red;"></span>                               | 都市計画区域 |
| <span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:2px dashed black;"></span>                             | 行政界    |



図 「国土利用計画（魚沼市計画）」の将来土地利用方針

## 2) 計画の構成

本計画は、以下の内容による構成とし、景観法に基づく法定計画として、景観法を活用するために必要な事項を定めます。





## (4) 魚沼市の概要

### 1) 地勢

本市は新潟県の南東部に位置し、群馬県と福島県に接しています。

西は魚沼丘陵、東は三国山脈といった山々に囲まれた魚沼盆地の北側に位置し、総面積は946.76 km<sup>2</sup>で、新潟県の7.6%を占めています。

市の南部には越後三山の駒ヶ岳や中ノ岳をはじめ、荒沢岳や平ヶ岳等の標高2,000mを超える山々がそびえています。また、北東部にも守門岳や浅草岳といった山々が広がっています。南部や北東部の山々からは佐梨川や破間川、羽根川などの河川が流れ、市の西部で魚野川に合流し、その周辺には市街地が形成されています。

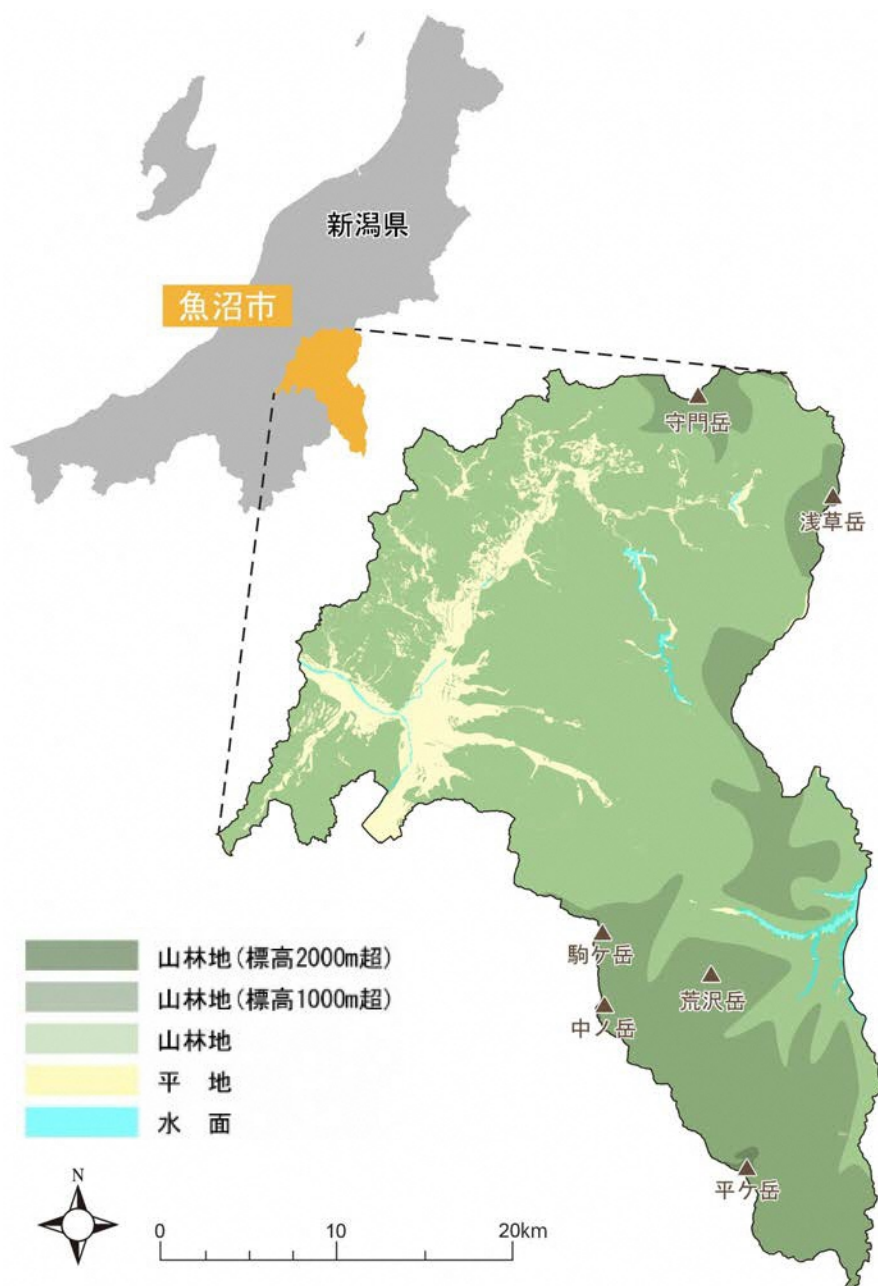


図 魚沼市の位置・地形

## 2) 気候

本市は新潟県内でも特に積雪が多い地域であり、市全域が特別豪雪地帯に指定されています。過去10年間の最深積雪深は平均で219 cmとなっており、300 cmを超える年もあります。特に山間部は積雪量が多く、最深積雪深が400 cmを超えることもあります。

また、毎年の累計降雪量は、過去10年間の平均で838 cmとなっており、1,000 cmを超える年もあります。

一方で、本市は山々に囲まれた盆地に位置しているため、夏季には高温多湿の気候となり、過去10年間の8月の平均気温は25.8℃、最高気温は35℃以上となっています。

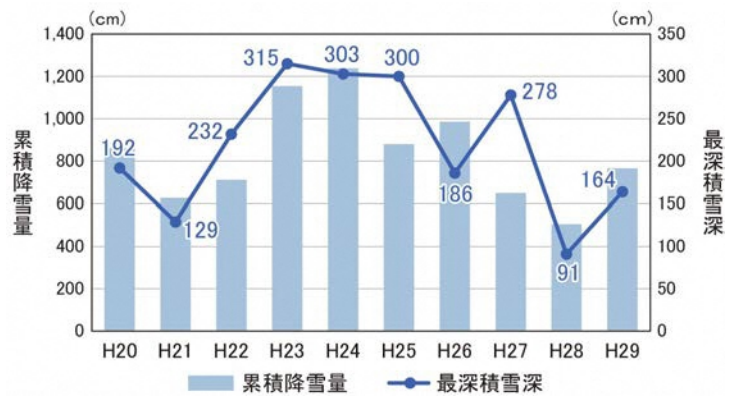


図 累計降雪量と最深積雪深  
資料：気象庁（観測地点：小出）

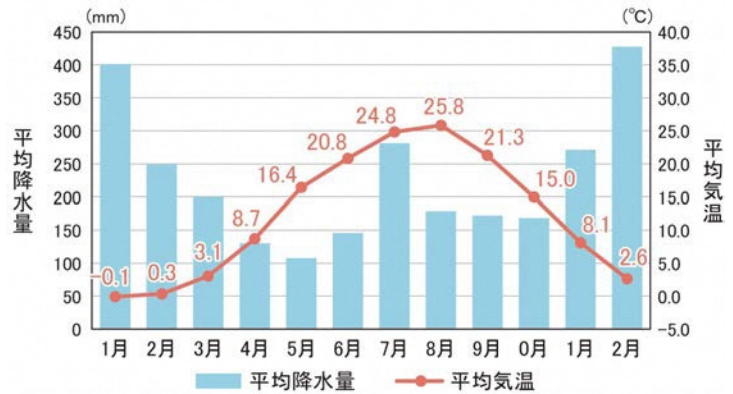


図 平均気温及び平均降水量 (H20~29の平均)

## 3) 土地利用

地目別の土地利用面積割合では、公衆用道路や公園等を含む、雑種地・その他が73.6%と大部分を占めています。

雑種地・その他以外では、山林が最も多く18.2%、次いで田が3.9%となっています。畑や宅地、池沼、原野の面積は小さく、それぞれ市域の1%程度となっています。

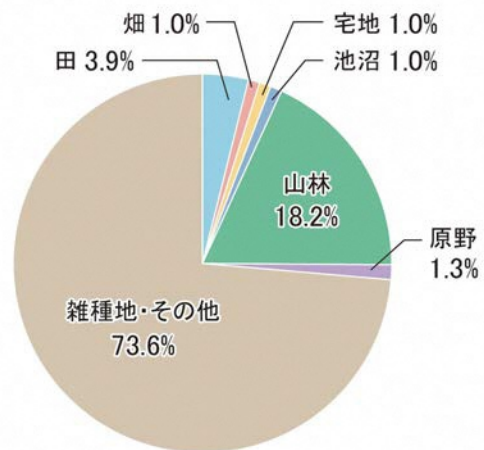


図 地目別土地利用面積割合  
資料：新潟県統計年鑑 2017

※「雑種地・その他」は、公衆用道路、公園、学校用地、鉄道用地、墓地、境内地、堤、駐車場等のことである

## 4) 歴史・文化

本市の歴史は古く、南北朝時代や戦国時代に築かれた城跡が各地に分布しています。県の史跡に指定されている下倉山城跡は、魚野川と破間川の合流地点に築城され、河川交通を掌握していたといわれており、城跡には現在も郭や井戸の跡が残されています。

江戸時代には、堀之内宿が三国街道の宿場町として栄え、街道沿いや小路沿いに家々が並び、多くの人が行き交っていました。また、縮の集散地として、越後縮などの特産物の輸送も活発に行われていました。

奥只見では銀山の開拓がはじまり、銀を運ぶための道（現在の「銀の道」）が整備され、銀山の麓である大湯周辺や小出島は物流の拠点として栄えました。また、小出島では銀山商人によって酒造業が興り、周辺地域では群を抜くほどの量の酒が製造されていました。

江戸時代後期には、会津藩の領地として陣屋が置かれていた小出島が、戊辰戦争の戦場となり、激戦によって陣屋をはじめ辺り一帯が広く焼失しました。現在は、陣屋があったことを示す「陣屋通り」や懐旧碑等が残されています。

大正に入ると、長岡方面からの上越線が本市にも延伸され、小出や堀之内等の駅周辺に市街地が形成されていきました。その後、昭和初期には上越線が全線開通し、群馬方面へのアクセスも容易になりました。

昭和 28 年からは奥只見ダムの建設が始まり、小出には多くの労働者が流入し、労働者を対象とした多数の飲食店も立地しました。小出には今も多くの飲食店が立地しており、奥只見ダムは周辺の自然景観とともに本市の主要な観光地となっています。



小出地域に残されている戊辰戦争懐旧碑



銀を運び出すために整備された銀の道



## 5) 法規制状況

本市の西部から北部にかけて、国道や河川沿いの平地部を中心に都市計画区域が指定され、そのうちの小出中心部と堀之内中心部には、用途地域が指定されています。また、都市計画区域内とその周辺には農業地域が広く指定されています。

市の平地部を除く大部分は、国有林や民有林、保安林などの森林地域となっています。

権現堂山・唐松山は自然環境保全地域に指定され、市東部は国定公園と国立公園に広く指定されており、建築や開発等の行為が規制されています。

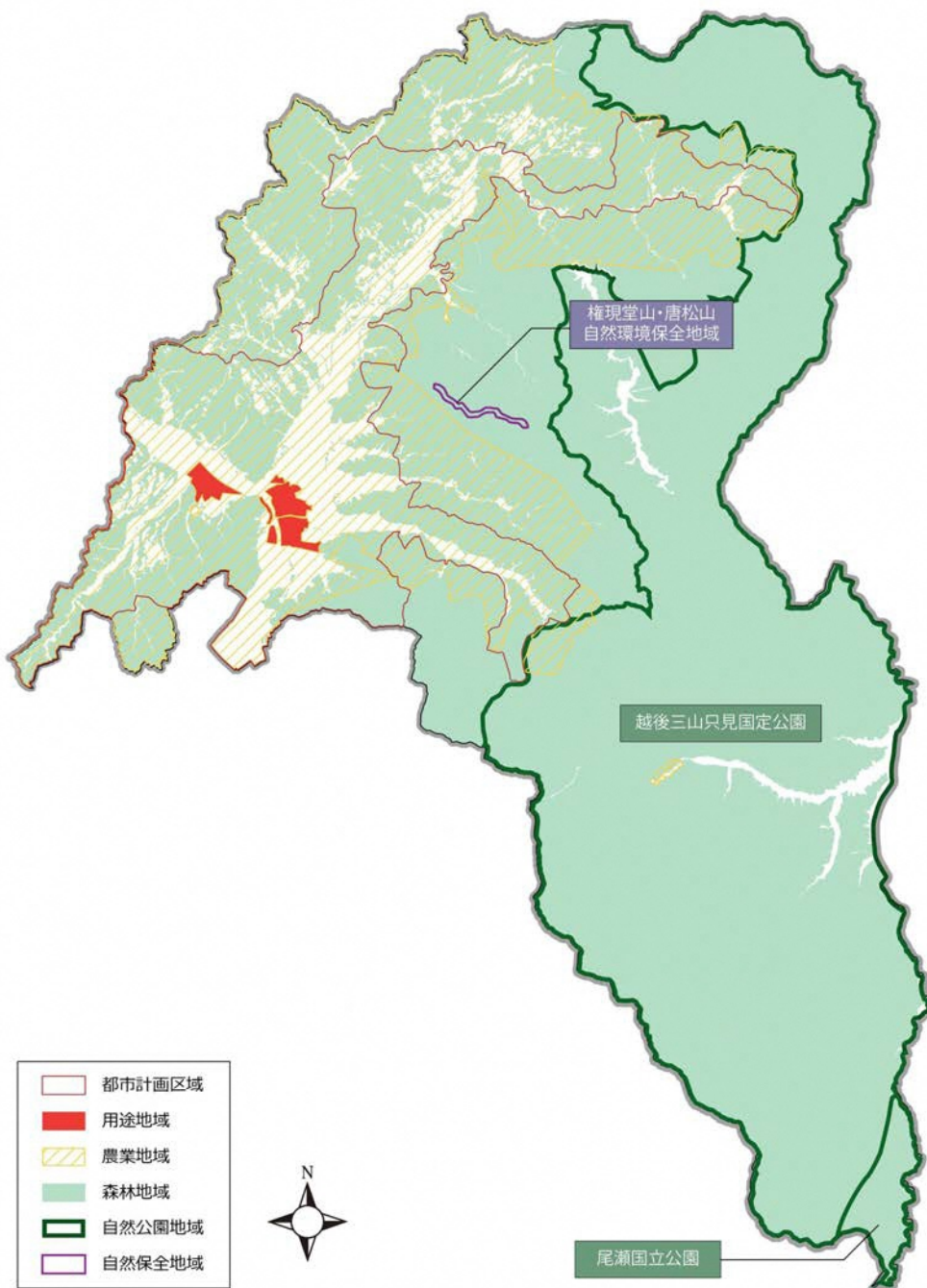


図 法規制状況

資料：国土交通省 国土数値情報



## 6) 建築動向

市内での建築動向は、平成 18 年から平成 27 年までの 10 年間で、概ね減少傾向で推移しています。なお、平成 23 年から平成 25 年は、消費税増税前の駆け込み需要等により、増加しています。

平成 27 年には新築が 103 軒、新築以外の増築や改築が 50 軒行われています。

延べ面積別にみると、新築・新築以外どちらも 8 割以上が 200 m<sup>2</sup>未満の建築物となっています。

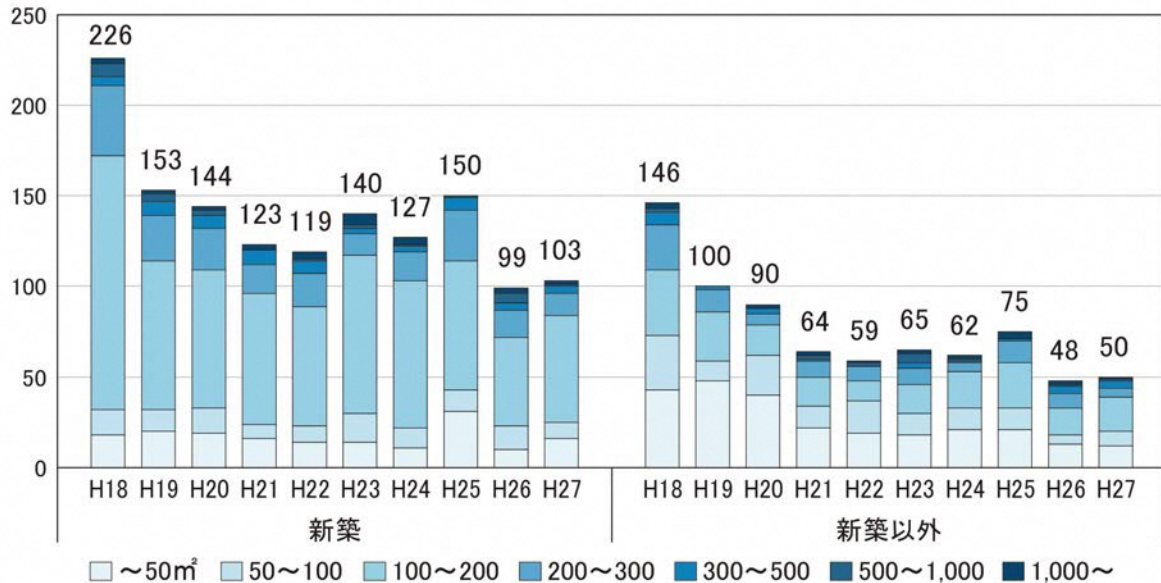


図 延べ面積別・建築年度別の建築物の建築動向 (H18~27)

資料：建築確認申請をもとに作成

## 7) 景観に対する市民意識

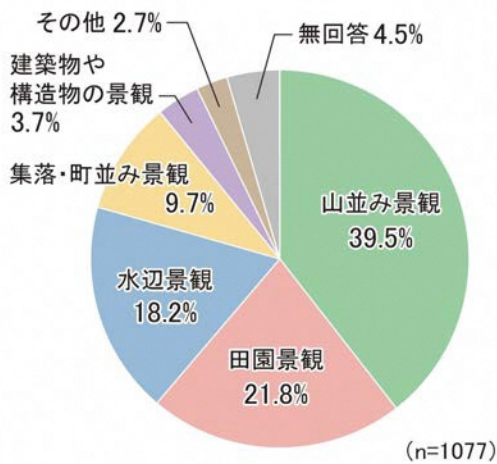
平成 29 年 7 月に、14 歳以上の市民 3,000 人を対象としたアンケート調査を実施したところ、本市の景観で特に好きな景観や大切にしたい景観としては、「山並み景観」の回答が最も多く、次いで「田園景観」、「水辺景観」と自然に関する景観についての回答が約 80% と多くありました。

景観づくりに力を入れるべき場所では、河川や公園等の「よい景観が残っている場所」が最も多く約 32%、次いで奥只見や大規模公園等の「市内外から多くの人を訪れる場所」が約 27%となっています。

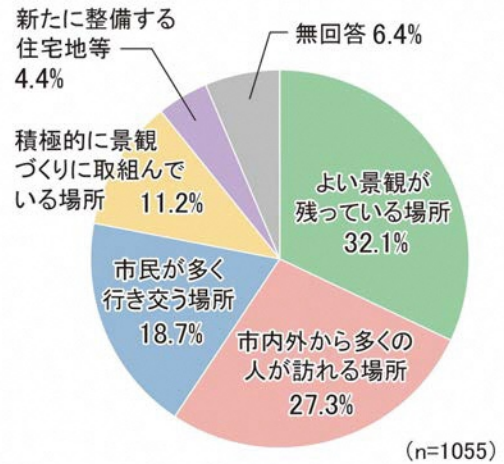
景観づくりのためのルールについては、「規模に関わらず最低限のルール」はあった方がよいと回答した人が約 49%、「各地域・地区の景観に合わせたルール」または「大規模な建築物のルール」はあった方がよいと回答した人を合わせると、約 86%の市民が何かしらのルールはあった方がよいと考えています。

景観をよくするためにできることとしては、「自宅の外観や庭をきれいに保つ」と回答した人が約 53%と最も多くなっています。

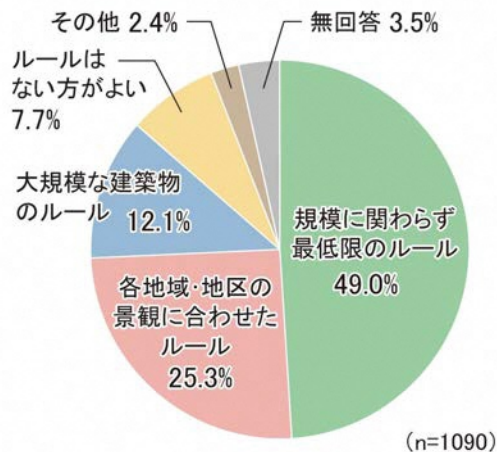
特に好きな景観や大切にしたい景観



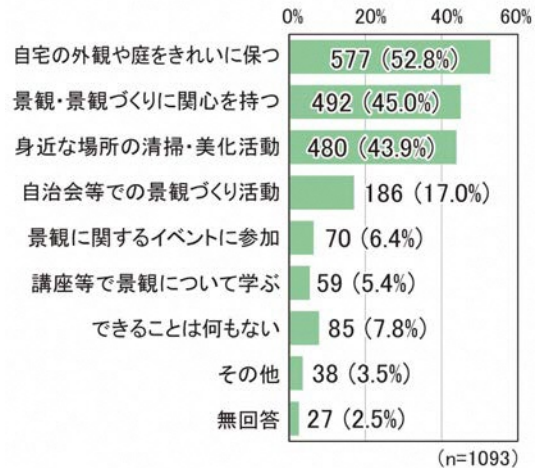
特に景観づくりに力を入れるべき場所



景観を守り育てていくためのルール



景観をよくするためにあなたができること



## 第2章 魚沼市の景観

### (1) 魚沼市の景観資源

#### 1) 自然的景観

##### ① 山や植生などの景観

本市は市域の80%以上を森林が占めており、南部には越後三山の一つである駒ヶ岳や平ヶ岳、荒沢岳、北東部には守門岳や浅草岳といった標高2,000mを超える雄大な山々が連なっています。これらの山々の麓には、ザゼンソウやカタクリ等の貴重な植物が群生しています。また、市南東部の尾瀬には、原生的な自然が残されており、日本を代表する貴重な景観を観ることができます。

湯之谷地域の大湯温泉周辺から銀山平へ向かう標高約1,000mの枝折峠では、秋には様々な色づきの紅葉が楽しめるほか、雲海や滝雲など、季節により様々な景色を観ることができます。

その他にも、古くからある樹木が各地に存在し、滝之又の二本スギは新潟県の天然記念物にも指定されています。



雪解けの時期に開花するカタクリ

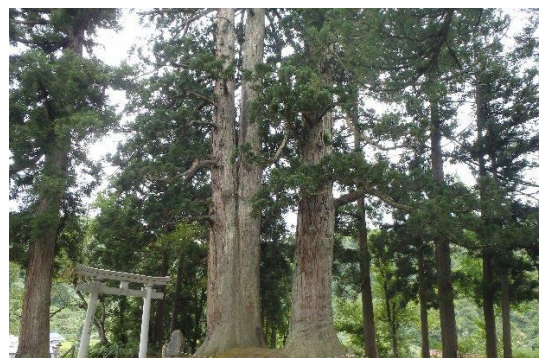


貴重な植物が群生する尾瀬



枝折峠周辺の滝雲

写真提供：魚沼市フォトコンテスト



滝之又の二本スギ（新潟県指定天然記念物）



## ② 河川や湖等の景観

本市の西部を流れる魚野川は、背景の山岳・丘陵景観と相まって良好な景観を形成し、夏には鮎釣りをする人々の風景が風物詩となっています。また、冬にはシガ（霧氷）が発生するなど四季を通じて多様な景観を形成しています。その他にも佐梨川や破間川が山間部から市街地に向かって流れており、周辺の山々や市街地と調和した自然景観を形成しています。

市内の山間部には、7つのダムが存在し、その中でも特に奥只見ダムのある奥只見湖周辺は観光の要所となっています。奥只見湖には遊覧船も周遊しており、紅葉シーズンには特に多くの観光客が訪れます。

道の駅いりひろせにある鏡ヶ池は、周辺に桜並木やブナ林があり、やすらぎの場となっているほか、フィッシングフェスティバル等のイベントが開催されるなど、地域活性化の場としても活用されています。



桜咲く鏡ヶ池

写真提供：魚沼市フォトコンテスト



越後三山と多くの人が鮎釣りをする魚野川



紅葉の奥只見湖



魚野川に発生したシガ



## 2) 歴史・文化的景観

### ① 田園や集落、まちなみ等の景観

「魚沼産コシヒカリ」の産地である本市には、田んぼが各地に広がっています。平地部では、遠くに見える山々を背景とした広大な田園景観が形成されています。山間部では、地形を利用した棚田が形成され、周囲の山々や集落と調和した良好な景観となっています。

現在、市の中心として多くの店舗や住宅が並んでいる小出地域の中心部は、江戸時代には高田藩の陣屋が置かれていた歴史を示す「陣屋通り」や、3軒の酒蔵が立地し魚沼郡の中でも群を抜くほどの酒を醸造していた「酒蔵通り」が整備されています。

堀之内地域の中心部は、三国街道の宿場町に指定されていたことから、小路や歴史のある寺社等が多く残されており、それらの歴史を伝える石柱が設置されています。

湯之谷地域の湯之谷温泉郷は、銀山開拓時に宿場として栄え、複数の温泉地が谷沿いに形成されています。その中でも大湯温泉では、温泉街が形成され、共同浴場や足湯が整備されています。



広神地域の田園風景



陣屋が置かれていた「陣屋通り」



三国街道沿道の石柱と皇大神宮の参道



温泉街が形成されている大湯温泉

## ② 史跡や建造物等の景観

市内には、様々な時代の史跡や建造物が残されており、市北部の守門地域には、国の重要文化財に指定されている、200年以上前に建てられた豪農住宅の旧目黒家住宅や、農家住宅である佐藤家住宅が残されています。

市南部の湯之谷地域には、銀の道をはじめとした銀山開拓に関する史跡が多く存在しています。また、東部には、日本一高い重力式のコンクリートダムである奥只見ダムがあり、周辺の自然景観と合わせて多くの観光客が訪れる場所となっています。

小出地域の中心部である小出島は、かつて戊辰戦争の戦場となったことから、戊辰小出島戦争懐旧碑などが残されています。

寺社は、特に小出地域や堀之内地域の市街地に多く立地しています。小出地域の清水川辺神社や堀之内地域の八幡宮などは、まちなかに立地し地域の住民に親しまれているほか、地域の祭りの中心にもなっています。

また、平成8年に開館した小出郷文化会館は、小出 IC に隣接した奥只見レクリエーション都市公園内に立地しており、市民や周辺住民の文化の拠点となっています。



豪農住宅の旧目黒家住宅（重要文化財）



日本最大級の貯水量を誇る奥只見ダム



堀之内地域の祭りの拠点となる八幡宮



文化の拠点である魚沼市小出郷文化会館



### ③ 風習や生業、活動等の景観

市内の各地では、これまで受け継がれてきた風習や民俗芸能などが存在しています。

堀之内地域の八幡宮では、国の重要無形民俗文化財に指定されている盆踊り「大の阪」が毎年開催されています。その他にも、神楽や屋台囃などの民俗芸能が各地域で受け継がれています。また、男性が女性を「しねり（つねり）」、女性が男性を「たたく」ことで無病息災や子孫繁栄を祈願する「しねり弁天たたき地藏祭」や、子宝や夫婦和合を願って真冬に新婿の頭から冷水を浴びせる「雪中花水祝」など、奇祭と呼ばれる祭りも開催されています。

1月から3月には、「結の灯り 魚沼雪洞まつり」が開催され、各地で雪の中にロウソクの灯りが灯されるほか、雪を利用したイベントが開催されています。



堀之内地域に伝わる盆踊り「大の阪」  
(重要無形民俗文化財)



天下の奇祭「しねり弁天たたき地藏祭」



子宝や夫婦和合を願う「雪中花水祝」



各地でロウソクを灯しイベントをつなぐ  
「結の灯り 魚沼雪洞まつり」

## (2) 景観づくりの課題

本市の景観づくりを進めるうえで、課題となる事項を整理します。

### 1) 良好な景観の維持・保全・形成に関する課題

本市には、駒ヶ岳や魚野川などに代表される豊かな自然景観や、広大な田園景観など、これまで長い間受け継がれてきた良好な景観が多く存在しています。これらの良好な景観を次世代に受け継いでいくためには、適切な維持管理や整備が必要です。

また今後は、良好な景観を守るだけでなく、既存の景観資源を活用した視点場づくり等の新たな取り組みを行い、住民や来街者が楽しめる魅力的な景観づくりも求められています。

#### 【 主な課題 】

- ・山並みや河川等の豊かな自然景観や田園景観の維持・保全
- ・住宅地や商業地等における魅力的な市街地景観の形成
- ・地域固有の歴史・文化や樹木・植生等の貴重な景観資源の保全・活用
- ・魚沼らしい雄大な景観を楽しめる視点場や眺望景観の形成・確保
- ・都市公園や並木通りなどの良好な景観を維持するための体制の確保

### 2) 景観を阻害する要素・要因の抑制・改善に関する課題

本市には、広大な田園や山林等の自然が広がる一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地等が、景観を阻害する要素になっています。また、適正な管理が行われずに老朽化している看板や空き家なども問題になっています。

本市の良好な景観を維持するためには、これらの景観を阻害する要素・要因の抑制や改善をしていくことが求められます。

#### 【 主な課題 】

- ・老朽化した屋外広告物や空き家などの景観を阻害する建築物や工作物の除却
- ・手入れのされていない山林や耕作放棄地、空き地等の発生抑制や改善
- ・周囲の景観に馴染まない形態・意匠や眺望景観を妨げるような建造物・工作物等の未然防止や是正
- ・道路や河川、公園等の公共空間におけるゴミや雑草の除去や防止

### 3) 担い手の育成に関する課題

景観づくりは地域が主体となって取り組むことで、地域の特徴を活かした良好な景観が形成されます。しかし現在は、人口減少や高齢化の影響により、地域で景観づくりに取り組む担い手が不足しており、それが原因による景観の悪化も懸念されています。そのため、今後景観づくりを推進していくためには担い手の育成や、地域住民に景観について関心をもってもらえるような取り組みが必要となります。

#### 【 主な課題 】

- ・ 景観づくりの担い手となる地域や団体等の育成・確保
- ・ 景観への影響が大きい建設業・農林業・商業・観光等の事業者の育成及び連携・協力
- ・ 市民一人ひとりの景観意識の醸成と啓発
- ・ 魚沼市の景観づくりに関する考え方や理念の共有

### 4) 景観づくりに関する活動の支援・推進に関する課題

景観づくりは、行政が計画を策定して整備を行うだけではなく、地域住民が整備や管理に取り組むことで、より地域に合った魅力的な景観が形成されます。そのために行政は、地域住民の活動を支援する仕組みの検討や、市として地域を先導していくような取り組みを行うことが必要です。

#### 【 主な課題 】

- ・ 地域の良好な景観や景観づくり活動に関する情報の周知
- ・ 魚沼市の景観づくりを推進するための各種法制度等の活用
- ・ 景観づくりに積極的に取り組み地域や団体等に対する支援と活用しやすい仕組みの構築
- ・ 行政による模範となるような景観づくりの推進



# 第3章 景観計画区域

## (1) 景観計画区域の設定

景観計画区域は、都市や農山村等と一体的な景観を有している地域において、良好な景観の保全・形成を図る区域を指定します。

本市の景観資源は、広く市全域に存在しており、これらの良好な景観の保全や形成を図るため、魚沼市全域を景観計画区域に指定します。

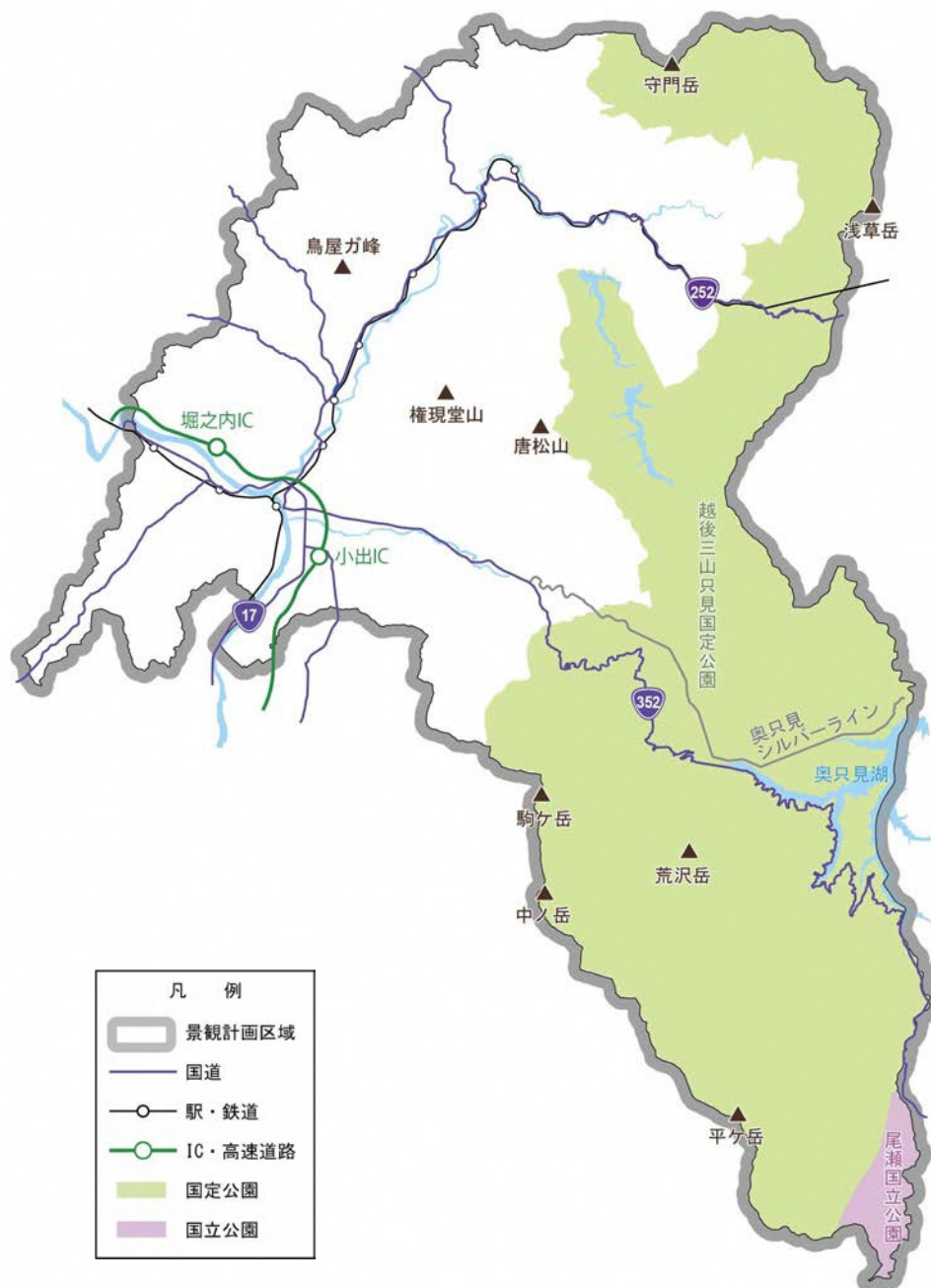


図 景観計画の区域

## 第4章 良好な景観の形成に関する方針

### (1) 景観づくりの基本方針

#### 1) 景観づくりの目標像

良好な景観の形成に向けて、市民・事業者・行政等がイメージを共有するための将来の目標像を設定します。

##### ■ 目標像の考え方

本市では、まちづくりに関する最上位の条例として「まちづくり基本条例」を定め、本市の最上位計画である「第二次魚沼市総合計画」では、その前文をまちづくりの基本理念として掲げています。

本計画においても、「まちづくり基本条例」の理念を念頭に置き、本市が有する山や川や雄大な自然景観、雪国ならではの暮らしや営みの中で培われてきた歴史・文化的景観、これらの魚沼らしい魅力的な景観資源や生活文化を「愛する魚沼」という言葉に込めました。

また、これらの美しく豊かな景観は、長い歴史の中で先人が培い、受け継がれてきたものであり、私たちが未来の子供たちへ残し、伝え、広めていけるように、魚沼市を愛するすべての人々で守り、育てていくことを目指し、景観づくりの目標像を以下のように掲げます。

<景観づくりの目標像>

**愛する魚沼 ～美しく豊かな景観を未来へ～**

##### 【まちづくり基本条例 前文】

私たちが愛する魚沼市は、越後三山に連なる山々にいだかれ、清らかな水と緑に育まれた美しいまちです。私たちはこの自然の恵みに感謝し、先人が築いた文化を敬い、ひとりひとりが元気に暮らせるまちを創るため、魚沼市の将来像である「人と四季がかがやく雪のくに」に向かって、「心豊かに学びあうまち」「はたらく喜びにあふれたまち」「ささえあい助けあう楽しいまち」をめざします。

私たちは、市民の視点を生かした魅力あるまちを創るため、この条例に定めるまちづくりの基本原則を最大限尊重することとします。

## 2) 景観づくりの取り組み方針

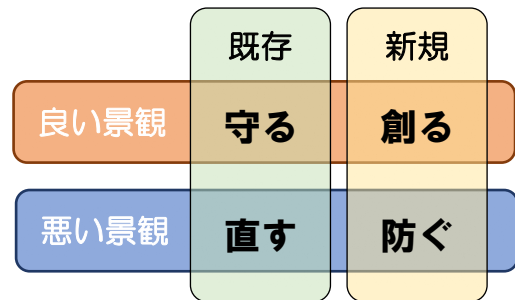
目標像を実現するため、景観づくりにあたっては、以下の方針で取り組みます。

### 1 魚沼らしい良好な景観の保全と創出

1

魚沼らしい良好な景観づくりを行うために、今ある良好な景観を維持・保全しながら、地域の特色を活かした新たな景観づくりに取り組みます。また、地域の魅力を向上するために、美化活動をはじめとした身近な景観づくりを推進します。

景観を阻害する行為は、景観に関するルールを定めることで、未然の防止を図るとともに、耕作放棄地や空地、空き家等の対策も含めて、景観を阻害している要素を改善していくための方策や取り組みを促進します。



### 2 市民・事業者・行政等の協働による景観づくりの推進

2

良好な景観づくりを進めるために、市民・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たし、協働による景観づくりに取り組みます。

市民は景観づくりの主体として、地域の良好な景観づくりに取り組み、事業者は各分野の事業活動を通じて、景観づくりへの貢献に努めます。

行政は、市民や事業者が行う景観づくりに対しての支援を行うとともに、景観づくりに関する意識醸成を図るため、広報やイベント等による周知・普及・啓発を図ります。

### 3 行政の先導による景観づくりの推進

3

公共施設等の建築物の建築や道路、河川、公園等に関する公共事業は、景観に与える影響が大きいことから、行政はこれらの修景や整備時において、積極的に景観への配慮に取り組みます。

市民や事業者に対しては、景観づくりに関する意識醸成を図るとともに、市民主体の景観づくりの促進を図ります。また、地域固有の建築物や樹木等の特に重要な景観資源については、所有者や管理者による保存や維持管理の促進を図ります。



## (2) 区域別の景観づくりの方針

地域の景観特性や土地利用方針（国土利用計画等）等に応じて、景観計画区域を5つに区分し、各区域の特性に応じた景観形成方針を定め、景観誘導を図ります。

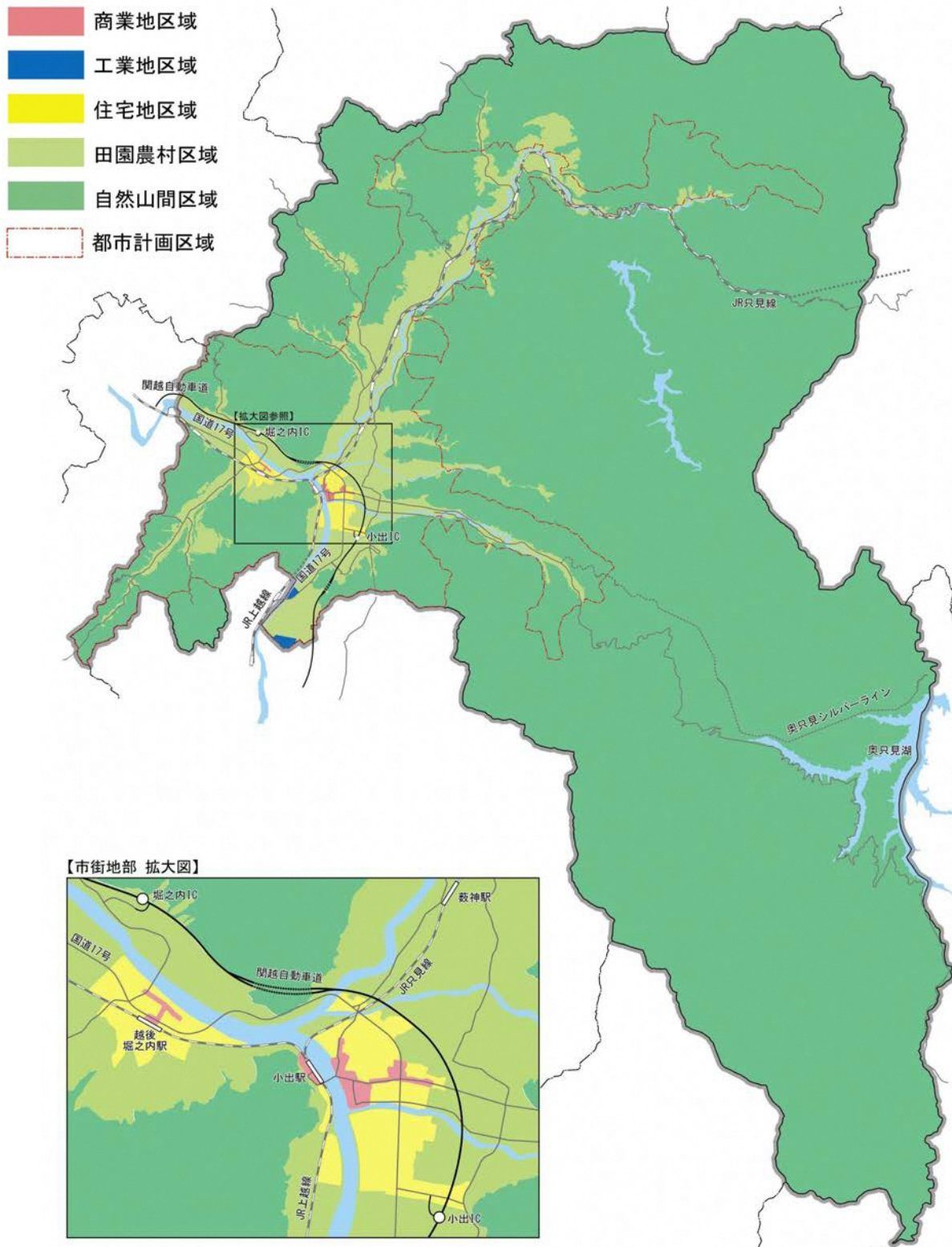


図 景観計画区域の区分



## 1) 商業地域

### ① 区域の概況

商業地域は、小出地域の中心部と堀之内地域の中心部で、市民の日常生活の拠点となっている区域です。鉄道が立地し、主要な幹線道路が通っていることから、利便性が高く、商業・業務施設やサービス施設、公共公益施設などが集積しています。

商業地域内では、比較的低層な建築物が多く、圧迫感のない商業地となっています。商店街には統一されたアーケードが設置され、装飾が施されているなど、連続性や一体感のある商店街を形成しています。

また、小出地域では、かつては戊辰戦争の戦場となったことから、関連する碑等の歴史的資源が複数分布しているほか、陣屋通りや酒蔵通りなど歴史に関する通りが整備されています。

堀之内地域では、三国街道の宿場町に指定されていたことから、旧三国街道沿道に商店が並んでいるほか、地域内には多くの小路が残されており、小路を示す標柱が整備されています。

### ② 景観づくりの基本方針

#### 歴史や文化と調和したにぎわいのある商業地景観の形成

##### 方針 1

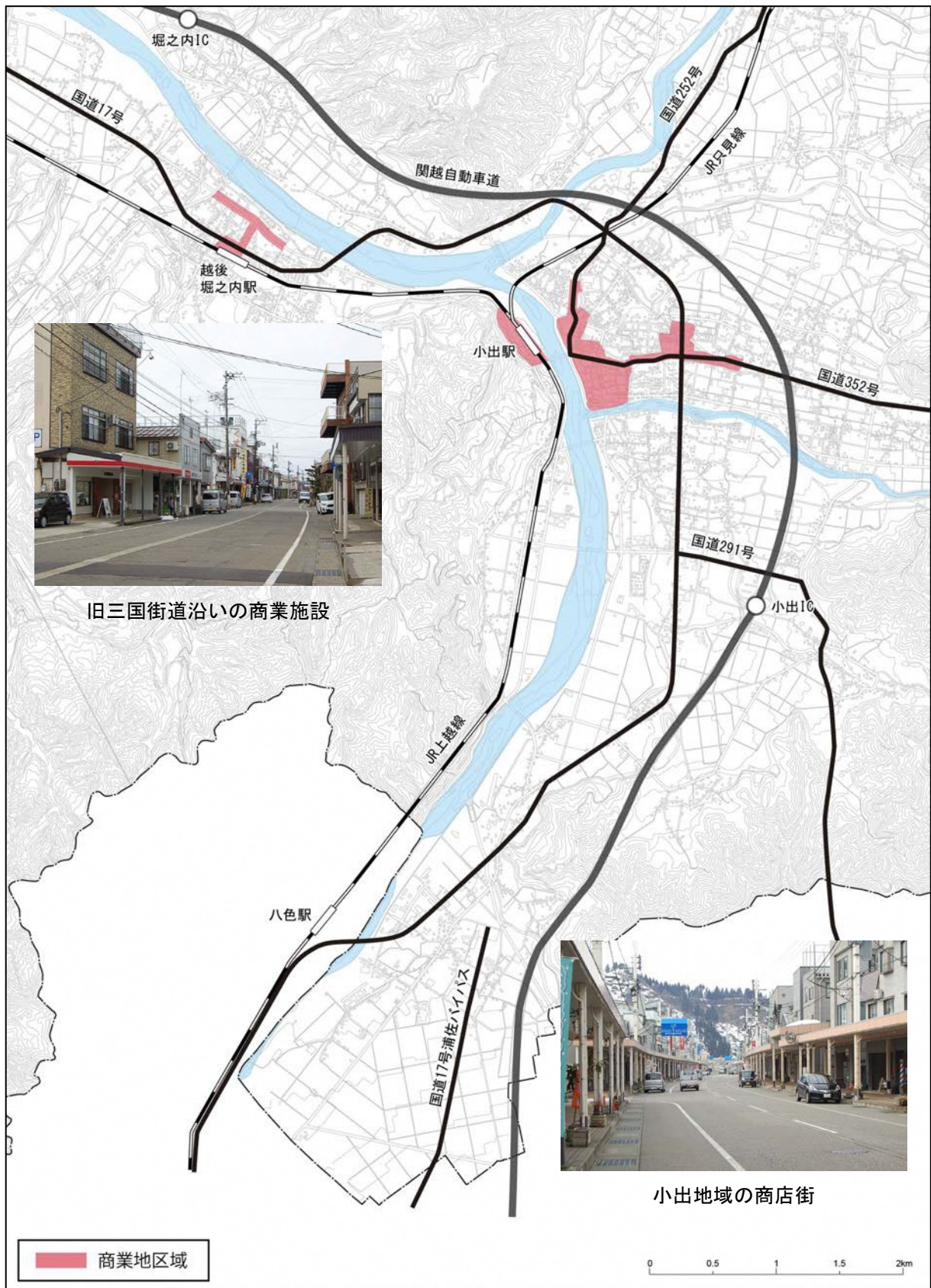
#### 活気とにぎわいのある商業地景観の形成

駅周辺や商店街等の商業施設が連なる地区は、花壇の設置や商店街の装飾などの来訪者が楽しめるような雰囲気づくりに努め、本市の中心地にふさわしいにぎわいのある商業地の形成を図ります。また、花壇の手入れなどの美化活動やにぎわいイベントの開催など、地域の事業者や住民が行う景観づくりを促進し、活気のある商業地の形成を図ります。

##### 方針 2

#### 地域資源を活用した魅力的な商業地景観の形成

小出地域の戊辰戦争に関連する碑や堀之内地域の宿場町の歴史を感じさせる雁木や小路の維持・保全など、地域の歴史・文化的資源を活用し、趣のある魅力的な景観形成を図ります。地域内にある空地や空き店舗等は、オープンスペースや憩いの場としての活用を検討し、来訪者の回遊性の向上につながる魅力的な商業地の形成を図ります。



## 2) 工業地域

### ① 区域の概況

工業地域は、小出南部工業団地と水の郷工業団地の区域です。

小出南部工業団地は、国道 17 号と魚野川に挟まれた区域に位置し、区域内には、本市の主要産業である食品製造業や電子部品・デバイス・電子回路製造業等の工場が集積しています。各工場の敷地内や道路沿いは植樹されるなど、周辺環境に配慮した景観が形成されています。

水の郷工業団地は、平成 21 年から分譲を開始した比較的新しい工業団地で、食品製造業の工場が立地しているほか、今後も複数の工場の立地が予定されています。水無川に隣接し、周辺には広大な田園が広がるなど、自然に囲まれた工業団地を形成しています。

### ② 景観づくりの基本方針

#### うるおいと親しみが感じられる工業地景観の形成

##### 方針 1

#### 周辺環境と調和した工業地景観の形成

小出南部工業団地や水の郷工業団地は、本市の産業を支える重要な工業地であることから、周辺道路とのアクセス性等、工業地としての機能性は確保しつつ、建物の配置の工夫や緩衝帯を設けるなど、周辺に広がる河川や田園等の自然環境等との調和に配慮した工業地景観の形成を図ります。

##### 方針 2

#### 市民に親しまれる工業地景観の形成

工業地域は、今後も比較的大規模な工場の立地が想定されることから、建築物の規模や形態にも配慮し、まとまりのある工業地景観の形成を図ります。周囲に圧迫感などを与えることのないように、建築物の配置や周辺の植栽、緑化等に配慮し、親しみが感じられる景観づくりに努めます。







### 3) 住宅地域

#### ① 区域の概況

住宅地域は、商業地域の周辺に広がる住宅を中心とした区域です。駅や商業地が比較的近くに立地し、主要な幹線道路が通っていることから、利便性が高く、住宅や商業施設などが集積しています。一方で、区域内には住宅に隣接して田んぼや農地が点在しており、ゆとりある空間を形成しているほか、区域の周辺には広大な田園が広がり、背景には雄大な山々を望むことができるなど、豊かな自然に囲まれた景観を形成しています。

また、区域内に立地する住宅の多くは、豪雪に対応するため、コンクリート基礎部をかさ上げた高床式になっており、雪国ならではの住宅地景観を形成しています。

#### ② 景観づくりの基本方針

#### ゆとりや落ち着きのある住宅地景観の保全・形成

方針  
1

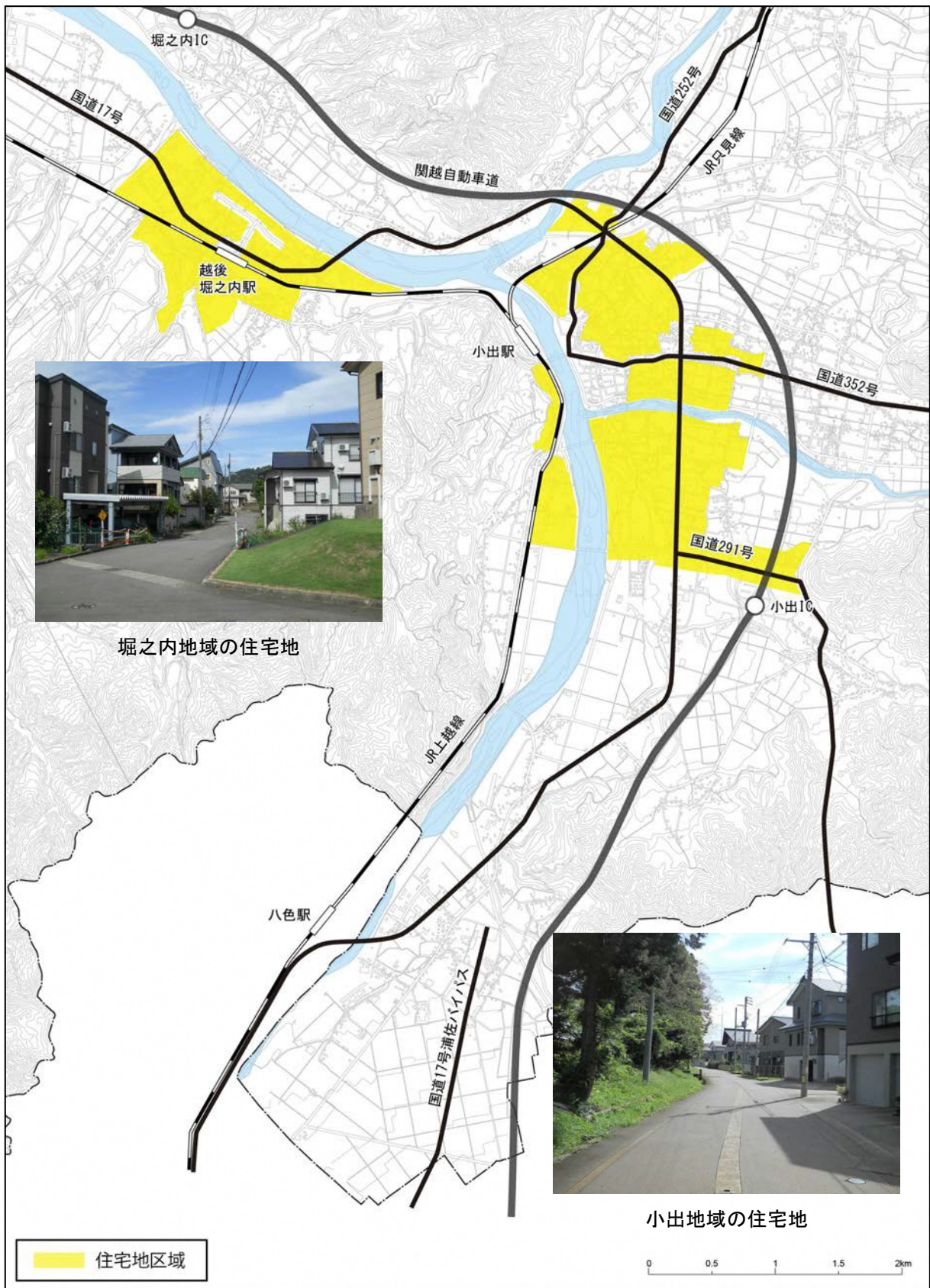
#### ゆとりとうるおいのある良好な景観の保全・形成

住宅地域内では、統一感のある落ちついたまちなみの形成や、田んぼ等に囲まれたゆとりのある空間を維持し、住む人たちが心地よいと感じられるような住宅地の形成を図ります。また、住宅地域に隣接して流れる魚野川、破間川、佐梨川等の河川や周辺に広がる田園、背景に連なる山々等の景観に調和したうるおいのある景観の形成を図ります。

方針  
2

#### 美しく暮らしやすい生活環境の形成

住宅地域は、多くの市民の生活の中心であることから、住民が心地よく快適に暮らせるように、敷地内の緑化や周辺の建物との統一感等に配慮し、落ち着きのある住宅地の形成を図ります。区域内の道路や公園等の公共空間は、近隣住民による美化活動や維持管理などを促進し、地域の特徴を活かした良好な景観形成を図ります。



## 4) 田園農村区域

### ① 景観の特徴

田園農村区域は、住宅地区域の周辺や、国道 252 号や国道 352 号沿道の平地部を中心に広がる区域です。

小出地域や湯之谷地域の市街地に近接した平地部では、米どころである本市を象徴する田園が広がっています。また、国道に沿って農村集落が分布し、集落の周辺に田園が広がっています。

山間部では、山々に囲まれた傾斜地に棚田や農地が分布し、自然に囲まれた農村景観が形成されています。

### ② 景観づくりの基本方針

#### 地域の営みを感じる美しい田園景観の保全・形成

##### 方針 1 美しい田園景観の維持・保全

市内に広がる田園や農村集落の景観は、これまで地域で育まれてきた営みを感じることできる景観であり、「ふるさと魚沼」を象徴する景観でもあります。これらの美しい田園景観を維持・保全し、市民や本市を訪れた観光客が安らぎを感じられる景観の形成を図ります。

##### 方針 2 周囲との調和や眺望に配慮した魅力的な農村景観の保全・形成

田園農村区域では、周囲の田園や自然環境との調和に配慮した豊かな農村景観の形成を図ります。

また、背景に広がる雄大な山々の眺望を遮ることのないように、田園等の平地が広がる区域では、遠景の眺望に配慮した魅力的な景観の形成を図ります。





堀之内地域の田園

広神地域の田園

八色原の田園



## 5) 自然山間区域

### ① 区域の概況

自然山間区域は、本市の景観計画区域の大部分を占める山林を中心とした区域です。区域内には雄大な山々が連なり、貴重な植物が生育し、ブナ林が広がっているなど、多様な自然環境を形成しています。また、区域の東部から南部にかけては、越後三山只見国立公園や尾瀬国立公園の自然公園地域に指定されており、豊かな自然環境が保全されています。

自然山間区域の山々は、市街地や幹線道路等の遠くからも望むことができ、住宅地区域や田園農村区域の背景として、魅力的な眺望景観を形成しています。

### ② 景観づくりの基本方針

#### 魚沼市を象徴する雄大な自然景観の保全・形成

##### 方針 1

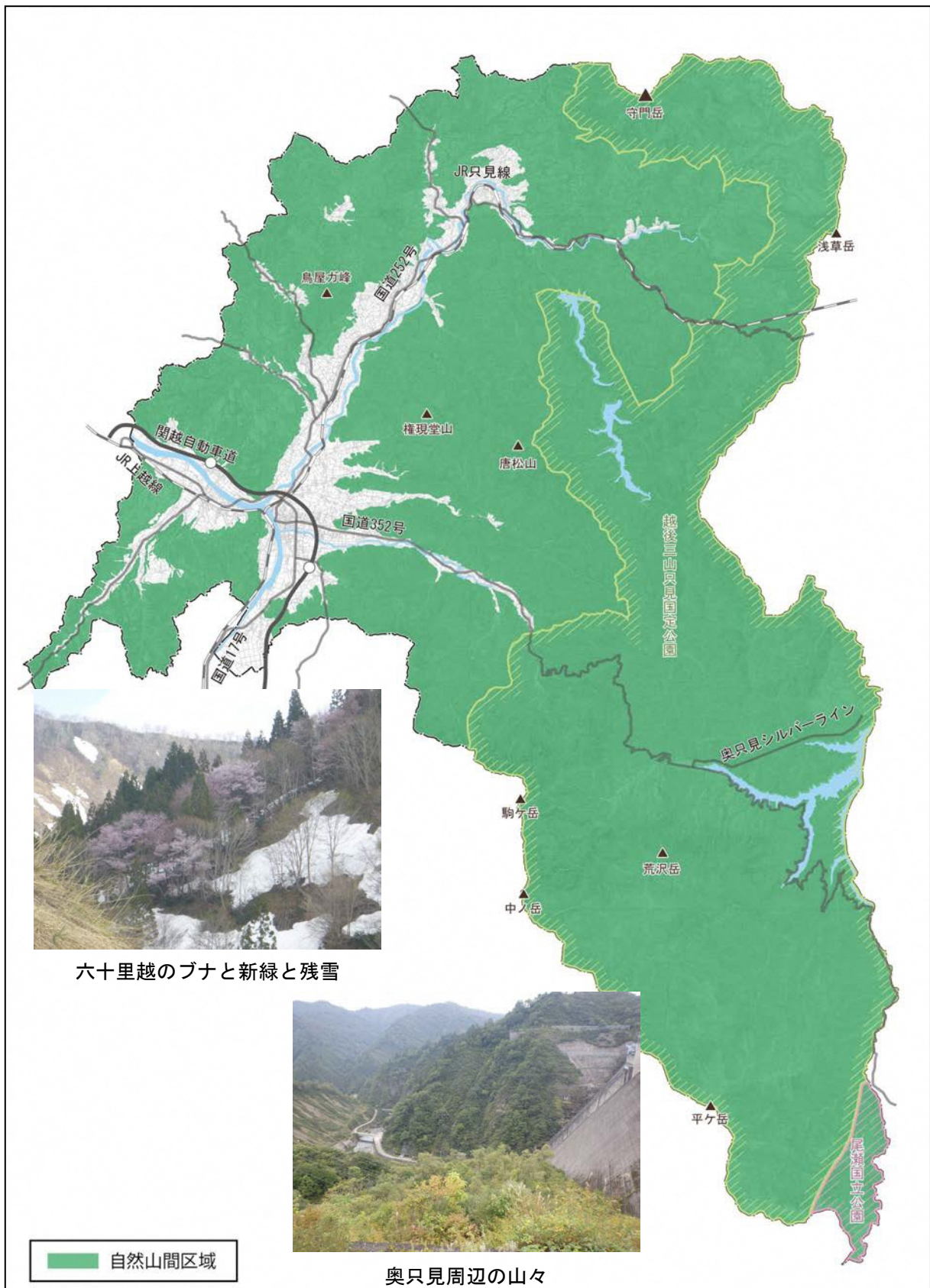
#### 地域特有の自然景観の保全・活用

枝折峠や奥只見をはじめとした自然山間区域の新緑や紅葉、雪景色や雲海などは、本市の特徴的な景観であり、季節に応じて様々な景観を観ることができます。これらの豊かな自然景観の保全を図るとともに、固有の地域資源として、周辺の地域づくりや観光交流、環境学習等への活用を図ります。

##### 方針 2

#### 市街地の背景となる遠景や眺望景観の保全・活用

自然山間区域内の駒ヶ岳や浅草岳、守門岳等の標高 2,000m以上の雄大な山々は、市街地や幹線道路等の他の地域からも望むことができる景観であり、これらの眺望景観を保全し、他地域からの遠景景観としての活用を図ります。



### (3) 特徴的な景観づくりの方針

#### 1) 魚沼市を特徴づける景観について

市内には、広域にわたって存在する道路や河川、多くの人が集まる公園や歴史的な建造物、良い景観を望むことのできる眺望点など、様々な景観要素が存在します。これらは本市を特徴づける貴重な景観資源であるため、景観軸（線的景観）、拠点景観（点的景観）として位置づけ、良好な景観の形成に向けた方針を示します。

また、特に重点的・先導的に景観づくりに取り組んでいる地区や、今後取り組んでいく地区を、「重点地区」として位置づけます。

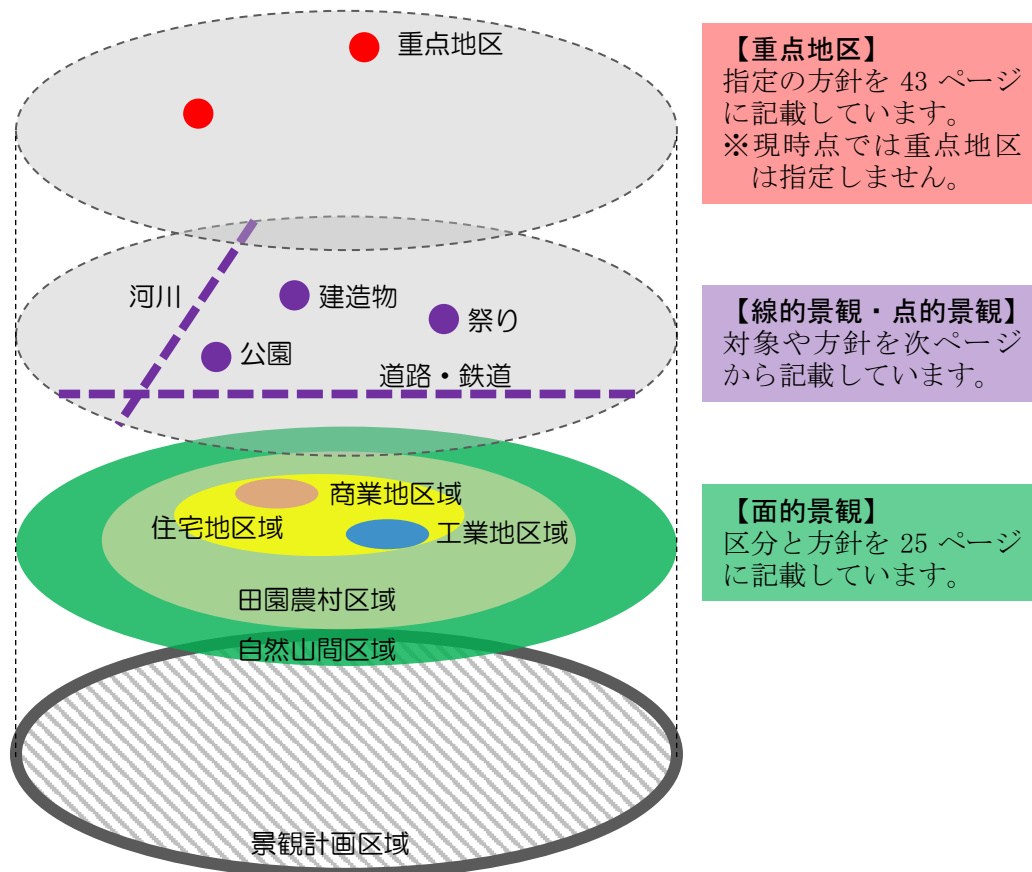


図 景観資源の重なりイメージ



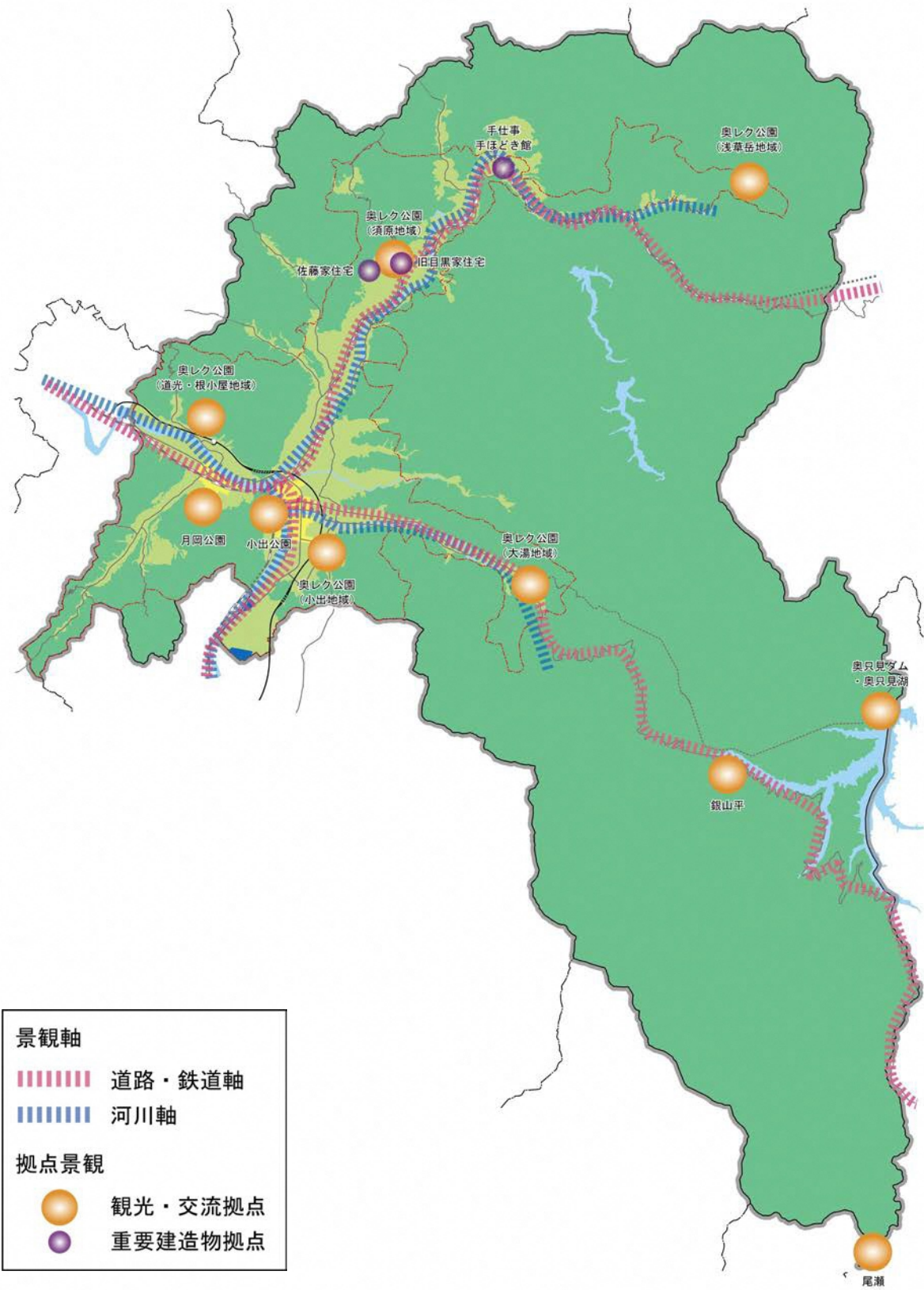


図 景観軸・拠点景観の分布



## 2) 景観軸の形成（線的景観）

線状に連なる景観を有する道路や河川を「景観軸」として設定し、連続性を活かした景観づくりを行います。

また、各区域の景観特性を踏まえ、特に重要なものは景観重要公共施設への指定について検討します。

### ① 道路・鉄道軸

#### 【対象】

国道 17 号、国道 252 号、国道 352 号、JR 上越線、JR 只見線

#### 方針 1

#### 緑豊かでうるおいのある道路・鉄道景観の形成

多くの市民や来訪者が利用する国道沿道や歩道は、植栽や緑化を推進し、利用者が美しいと感じられる緑豊かな沿道の景観づくりを行います。

また、只見線は、沿線の自然環境の維持・保全に努め、自然を背景とした鉄道の景観や緑豊かな車窓からの景観など、景観資源としての活用を図ります。

#### 方針 2

#### 魅力的なアクセス道路の形成

主要な国道や鉄道は、奥只見をはじめ本市の主要な観光地へつながるルートであり、市民だけでなく多くの観光客が利用することから、景観阻害要因の目隠し等、美しい景観づくりに配慮し、市民や来訪者にとって魅力的な沿道・沿線景観の形成を図ります。



国道 17 号浦佐バイパス



田園部を走る只見線

## ② 河川軸

### 【対象】

魚野川、破間川、佐梨川

### 方針 1

#### 地域住民にうるおいを与える河川景観の形成

破間川・佐梨川の山間部を流れる河川は、周囲の山々との調和に配慮し、緑豊かな水辺空間として河川景観の維持・保全を図ります。また、市街地部では、地域住民にうるおいを与える空間として、身近な河川景観の形成を図ります。

### 方針 2

#### 川側からの眺めに配慮した一体的な景観の保全・形成

河川や橋梁から望むことのできる堤防等の沿川は、河川景観の背景となることから、川側からの眺めに配慮し、一体的な景観の形成を図ります。また、河川景観の背景となる山々との調和に配慮し、良好な景観形成を図ります。



親水施設として整備されたビハーラ佐梨川



魚野川桜つつみと越後三山

### 3) 拠点景観の形成（点的景観）

多くの人が集まる公園や観光施設、歴史的な建造物などを「拠点景観」と設定し、賑わいの創出等、拠点としての景観づくりを行います。

また、特に重要なものは景観重要公共施設や景観重要建造物の指定について検討します。

#### ① 観光・交流拠点

##### 【対象】

尾瀬、奥只見ダム・奥只見湖、銀山平、  
奥只見レクリエーション都市公園（道光・根小屋、小出、須原、大湯、浅草岳）、  
小出公園、月岡公園、市内スキー場

#### 方針 1

#### 美しい拠点景観の形成

市民や市外からの観光客も多く訪れる観光地や公園は、施設等の維持管理や周辺の自然景観の維持・保全に努め、美しい拠点景観の形成を図ります。また、雰囲気づくりにも配慮することで、観光客や利用者に感動を与えるような拠点づくりに努めます。

#### 方針 2

#### 美化活動の推進やマナーの向上

観光地や公園の美しい拠点景観を保全・維持するために、地域の住民等による花壇の手入れや美化活動等の推進を図ります。また、地域住民で美化活動を行うことで、景観づくりに対する理解を深め、観光地や公園でのマナー向上を促進します。



奥只見レクリエーション都市公園  
（道光・根小屋地域）に広がる芝桜

写真提供：魚沼市フォトコンテスト



憩いの場となっている月岡公園



## ② 重要建造物拠点

### 【対象】

旧目黒家住宅、佐藤家住宅、手仕事手ほどき館

### 方針 1

#### 歴史的・文化的価値のある建造物の保全・活用

歴史的・文化的にも価値のある旧目黒家住宅などは、本市の貴重な財産として、今後も維持管理や保全に努めます。また、これらの建造物を利用した観光ルートを設定するなど、観光資源としての活用を図ります。

### 方針 2

#### 歴史・伝統的建造物との一体的な周辺景観の形成

旧目黒家住宅等の歴史・伝統的建造物は、その建物だけでなく、背景となる山々や周辺の自然、まちなみを一体的に捉え、周辺の自然景観を保全するなど、歴史的・伝統的建造物の魅力をより一層高めるような景観づくりに努めます。



地域の代表的な民家様式である  
中門造りの佐藤家住宅（重要文化財）



農家民宿として活用されている  
手仕事手ほどき館（登録有形文化財）

## 4) その他の景観

### ① 眺望景観

#### 方針

#### 魅力的な視点場（眺望点）の形成と見通しの確保

越後三山をはじめとした山々など、本市の特徴である豊かな自然や田園風景などの眺望景観を楽しめるように、視点場の維持管理や魅力的な眺望景観の形成を図ります。

また、視点場からの眺望を妨げるものがないよう、周辺環境の管理を行うとともに、周辺の施設の立地に配慮します。



道光高原からの越後三山と市街地のまちなみ



奥レク公園（浅草岳地域）からの風景

### ② 活動・演出の景観

#### 方針

#### 魚沼市の象徴的な景観等の保全・育成

枝折峠の雲海や魚野川のシガのように、季節や気候等の特定の条件下で見られる景観や、市内で行われるイベント・活動等を保全し、本市を象徴する景観としての育成を図ります。



雪解けの時期に見られる破間川ダムの雪流れ



八幡宮を中心に行われる堀之内十五夜まつり

## 5) 重点地区について

### ① 重点地区とは

本市の景観計画区域は、市全域を対象としています。その中でも特に重点的・先導的に景観づくりに取り組んでいる地区や、今後取り組んでいく地区を「重点地区」として位置づけ、景観づくりに関する活動を支援します。

重点地区の指定にあたっては、地域住民の要望や意見を踏まえて、適宜協議しながら進めていくものとします。

#### ■重点地区指定の効果

- ・地区の特性に応じたきめ細かな景観形成基準を設定し、より良い景観づくりが進められる
- ・修景等の景観形成行為や美化活動等の景観づくりに対して、住民と行政の協働により重点的に取り組むことができる
- ・良好な景観形成により地区の魅力が向上し、住民の愛着や誇りが育まれる

### ② 重点地区の選定基準

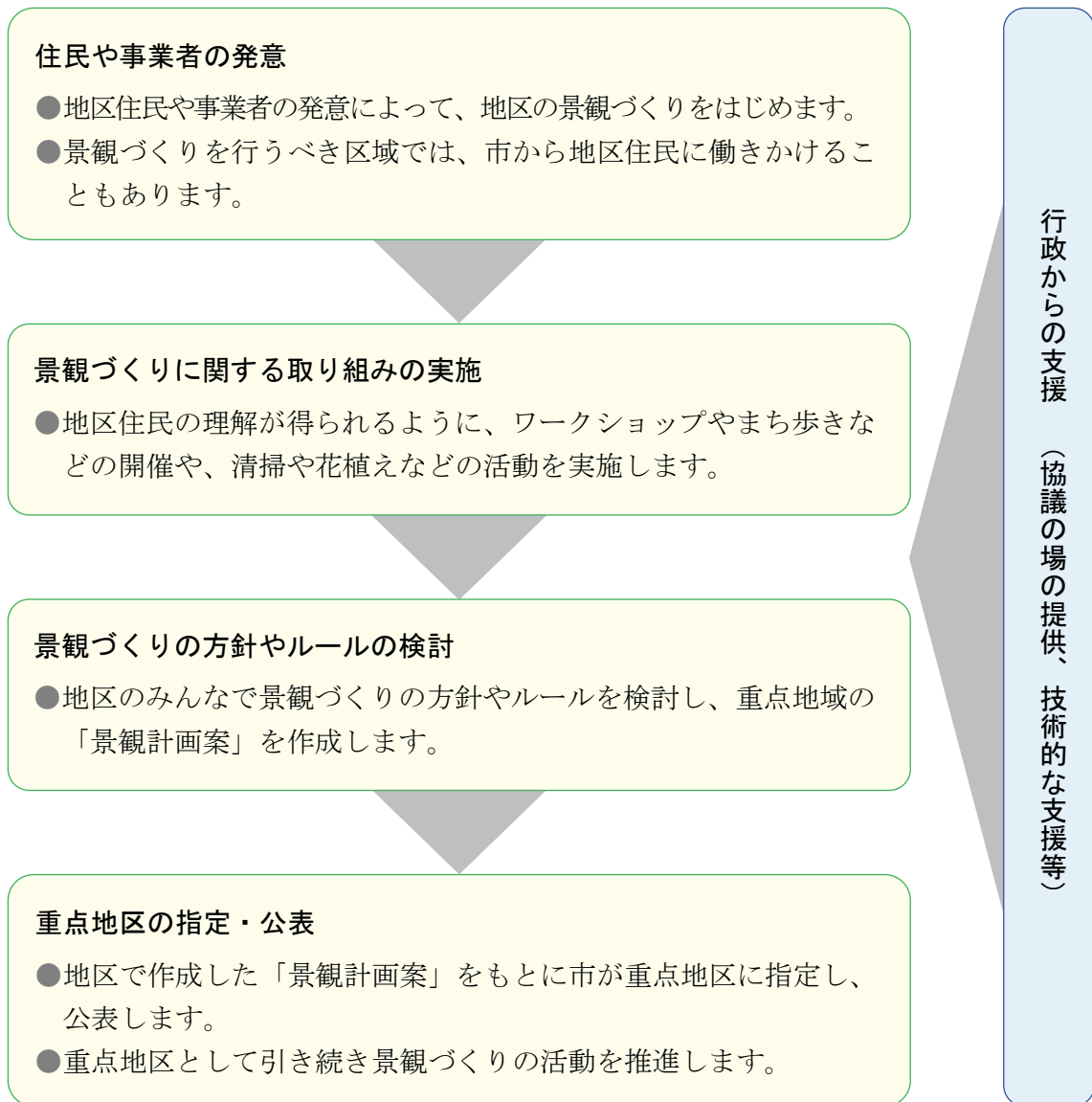
重点地区は、以下の基準に基づいて、指定します。

- 良好な景観資源を有し、今後も保全・活用を図っていく必要がある区域
- 良好な景観づくりを行っていくことが望まれている区域
- 地域の歴史や文化などから見て、良好な景観づくりを行うべき区域
- 地区住民が主体となって、今後重点的に景観づくりに取り組もうとする区域



### ③ 重点地区の指定手順

重点地区の指定は、基本的に地区住民からの要望に基づき指定します。また、行政は、指定に向けた地域の協議や計画素案の作成に際し、場の提供や技術的な支援等の必要な支援を行います。



# 第5章 良好な景観の形成のための行為の制限

## (1) 行為の制限について

### 1) 行為の制限とは

良好な景観を保全・形成するためには、周辺の景観に影響を与える行為を行う際に、景観を阻害しないような配慮が求められます。このため、景観への影響が大きい一定の行為（届出対象行為）を行う場合には、事前に市に届出を行い、必要に応じて助言・指導や勧告等を行うことにより、良好な景観の保全・形成を図ります。これを「行為の制限」といいます。

### 2) 行為の制限に関する方針

本市では、周辺の景観に与える影響の大きい大規模な建築物や工作物に関する行為等を届出の対象行為として設定します。

また、届出対象行為に対しては、建築物や工作物の形態意匠や高さなど、良好な景観形成のための指針となる「景観形成基準」を設定します。なお、景観形成基準は、地域の景観特性を踏まえ、既存の景観を維持・保全し、良好な景観を形成していくために、自然景観や周辺環境との調和に配慮したものとします。

### 3) 届出手続きの流れ

届出対象行為を行う場合の届出の流れは、以下のとおりです。

| 項目        | 内容  |
|-----------|---|
| ①事前相談（任意） | 行為の届出を行う前に、必要に応じて市の担当窓口で事前相談を行うことができます。事前相談では、景観形成基準を確認し、市が助言を行います。 |
| ②行為の届出    | 行為着手の <u>30 日前</u> までに、行為の届出を行います。                                  |
| ③基準への適合審査 | 届出を行った行為に対して、市が景観形成基準への適合・不適合の判断を行います。                              |
| ④勧告・変更命令  | 不適合の行為に対しては、勧告や変更命令を行うことができ、設計変更等が必要になる場合があります。                     |

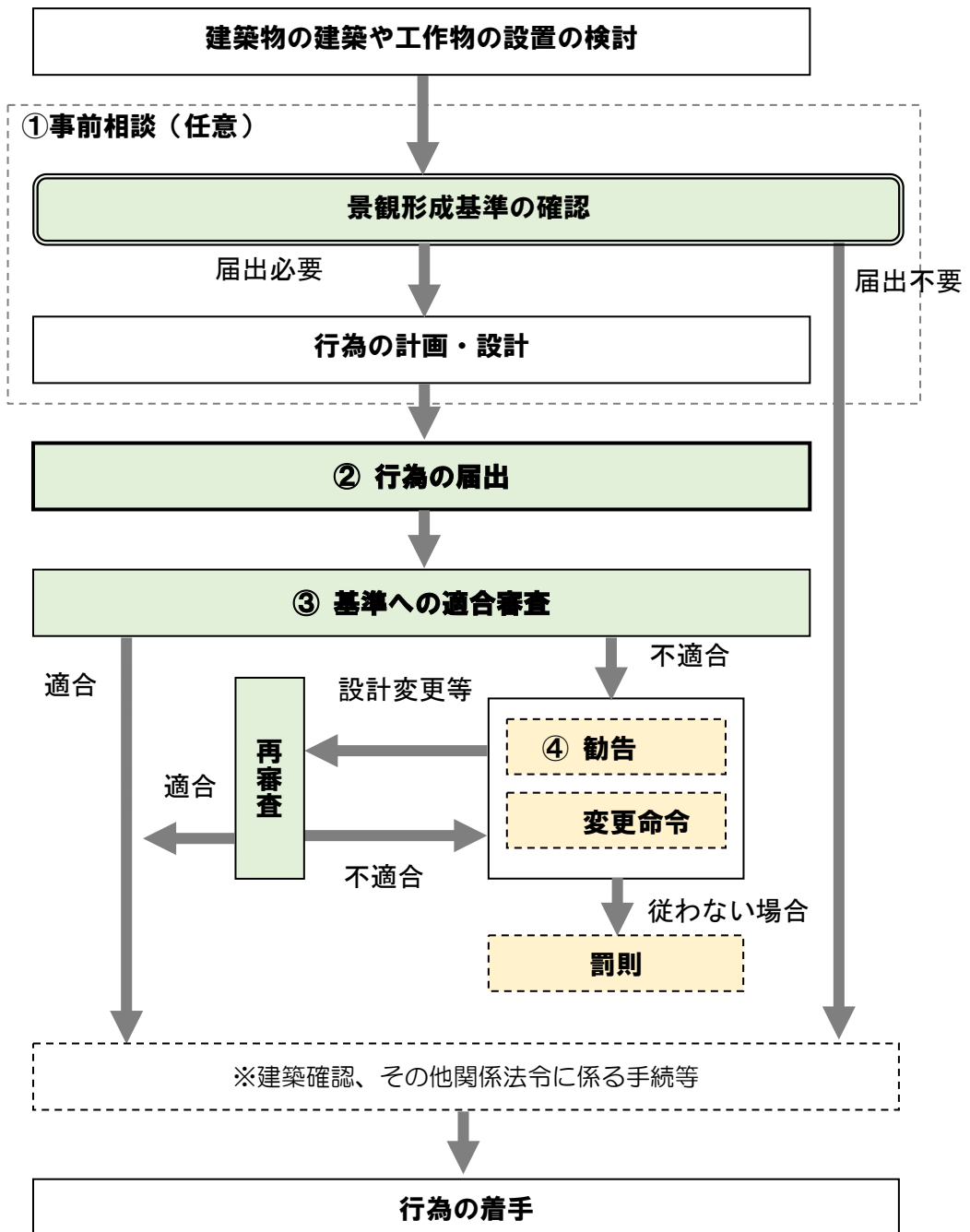


図 届出手続きの流れ



## (2) 届出対象行為

### 1) 届出の対象となる行為

景観計画区域内で以下の行為を行う場合は、あらかじめ届出が必要になります。

表 魚沼市の届出対象行為

|          | 届出対象行為                  |                               | 規模   |
|----------|-------------------------|-------------------------------|--|
| 必須<br>行為 | 建築物                     | 新築、増築、改築、移転                   | ・延べ面積 500㎡以上、又は高さ 12m以上<br>(増築の場合は、既存部分を含めた増築後の規模) |
|          |                         | 外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更      | ・上記のもので壁面又は屋根面それぞれの総面積の 1/2 以上の変更                  |
|          | 工作物*                    | 新設、増築、改築、移転                   | ・築造面積 500㎡以上、又は高さ 12m以上<br>(増築の場合は、既存部分を含めた増築後の規模) |
|          |                         | 外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更      | ・上記のもので外観の総面積の 1/2 以上の変更                           |
| 開発行為     | 建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更 | ・面積 3,000 ㎡以上<br>(都市計画法に準拠)   |  |
| 選択<br>行為 | 土地の形質の変更                | 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | ・面積 3,000 ㎡以上、又は切土、盛土によって生じる法面・擁壁の高さ 3m以上          |
|          | 植栽・伐採                   | 木竹の植栽又は伐採                     | ・面積 1,000 ㎡以上                                      |
|          | 屋外の堆積                   | 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積    | ・高さ 3m以上、又は面積 500 ㎡以上かつ堆積期間が 60 日以上                |

■届出の対象となる工作物は、主に以下のものとします。

- ・煙突
- ・柱（鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等）  
※ただし電力供給のための電線路その他これらに類するものはのぞく
- ・塔（装飾塔、記念塔、物見塔等）
- ・高架水槽、サイロ等
- ・擁壁
- ・遊戯施設（ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車等）
- ・貯蔵施設（飼料、肥料、セメント等を貯蔵するもの）
- ・製造施設（クラッシュプラント、コンクリートプラント等）
- ・汚物処理場、ごみ焼却場等
- ・太陽光発電設備、風力発電設備等

## 2) 届出の対象外となる行為

以下の行為は、景観法により届出の対象外として定められています。

表 届出が不要となる行為

| 項目      | 届出が不要となる行為  |
|---------|---|
| 建築物の建築等 | ・ 地下に設ける建築物の建築等   |
| 工作物の建設等 | ・ 地下に設ける工作物の建設等<br>・ 仮設工作物の設置等  |
| 木竹の伐採   | ・ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採<br>・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採<br>・ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採<br>・ 仮植した木竹の伐採<br>・ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採<br>・ 農林漁業を営むために必要な木竹の伐採（森林の皆伐を除く） |
| その他     | ・ 通常管理行為、軽易な行為等<br>・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為<br>・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為<br>・ 他の法令による許可を受けて行う行為 等  |

### (3) 景観形成基準

#### 1) 景観形成基準とは

景観形成基準は、良好な景観づくりを行うための基準であり、届出対象行為に対して建築物や工作物等の意匠形態や高さ等、必要なものを設定します。また、景観形成基準は本市の景観形成の指針となるものであり、届出の対象とならない行為も含め、景観計画区域内で行うすべての行為について配慮すべきものです。

##### ■ 色彩基準について

本計画では、色彩を正確にかつ客観的に示す尺度として、日本工業規格（JIS）の標準色として利用されている「マンセル表色系」を使用しています。

マンセル表色系では、一つの色彩を「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性の組み合わせで表しています。

##### 色相

色味（色合い）の違いを表します。

赤（R）、黄色（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）の5色と、さらにその間に黄赤（YR）、緑黄（GY）、青緑（BG）青紫（PB）、赤紫（RP）を配し、10色相をもって構成します。色相の度合いを0～10の数字で示し、5R、10BGのように表記します。

##### 明度

明るさの度合いを表します。


0～10の数値で示し、数値が小さいほど暗く、大きいほど明るい色になります。

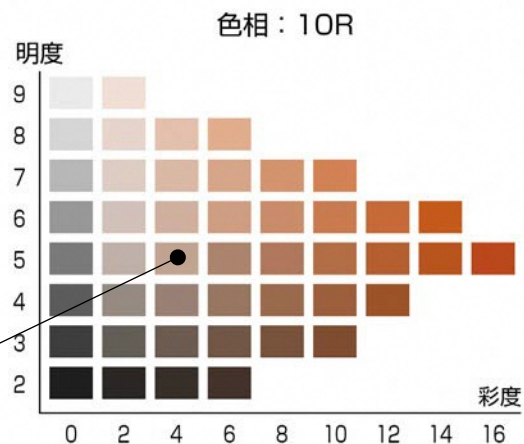
##### 彩度

あざやかさ（色味の強さ）の度合いを表します。

0～16程度までの数値で示し、数値が大きいほど鮮やかな色になります。最大の数値は色相によって異なり、白・黒・灰色などの無彩色は0となります。

マンセル記号の例

  $\frac{10R}{\text{色相}} \frac{5.0}{\text{明度}} / \frac{4.0}{\text{彩度}}$



マンセル表色系



## 2) 魚沼市の景観形成基準

### ① 建築物

表 建築物の景観形成基準

| 項目    | 基準  |        |        |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |
|-------|---|--------|--------|----|----|-----|--------|--------|--------|-----|--------|---|--------|------|---|--------|
| 配置    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の環境と一体となった、ゆとりある配置とするよう努める。</li> <li>・建物が連続する地域では、建物の壁面の位置などに配慮し、連続性のあるまちなみとなるよう努める。</li> </ul>   |        |        |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |
| 規模    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺のまちなみに配慮した高さや規模とし、調和を図る。</li> <li>・高さは、周囲の眺望景観を妨げないよう配慮する。</li> <li>・規模の大きな建築物は、周囲に圧迫感を与えないよう配慮する。</li> </ul>   |        |        |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |
| 形態意匠  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根や建物の形態は、著しく奇抜な形状や意匠は避け、周辺の建物との調和に配慮する。</li> <li>・屋根や外壁に使用する素材・色彩は、周辺の環境や周囲の建物に調和するように配慮する。</li> <li>・特に、山林・田園等の自然景観や歴史的建造物等の周囲では、周辺景観と調和する素材・色彩を使用するように努める。</li> <li>・外観の基調色には、以下の推奨色を使用するように努め、禁止色は使用しない。（※52 ページに記載のマンセル表色系参照）</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0 以上</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">禁止色</td> <td>10R～5Y</td> <td>-</td> <td>8.0 以上</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物全体が統一感のある意匠になるように配慮する。</li> </ul> |        | 色相     | 明度 | 彩度 | 推奨色 | 10R～5Y | 3.0 以上 | 4.0 以下 | 禁止色 | 10R～5Y | - | 8.0 以上 | 上記以外 | - | 6.0 以上 |
|       | 色相  | 明度     | 彩度     |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |
| 推奨色   | 10R～5Y  | 3.0 以上 | 4.0 以下 |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |
| 禁止色   | 10R～5Y  | -      | 8.0 以上 |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |
|       | 上記以外  | -      | 6.0 以上 |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |
| 建築設備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・室外機や太陽光発電等の建築設備は、道路等の公共の場所から見えにくい位置に設置するように努める。</li> <li>・やむを得ず見える位置に設置する場合は、植栽や目隠しなどによる修景や建物と一体的に見えるデザインにするなど、建物との調和を図り、目立たないよう配慮する。</li> </ul>  |        |        |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |
| 外構・植栽 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共の場所に接する部分では、緑化や植栽に努め、周辺環境との調和を図る。</li> <li>・建物の周りは花や樹木の植栽により、うるおいのある空間を形成するよう努める。</li> </ul>  |        |        |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |

## ② 工作物

表 工作物の景観形成基準

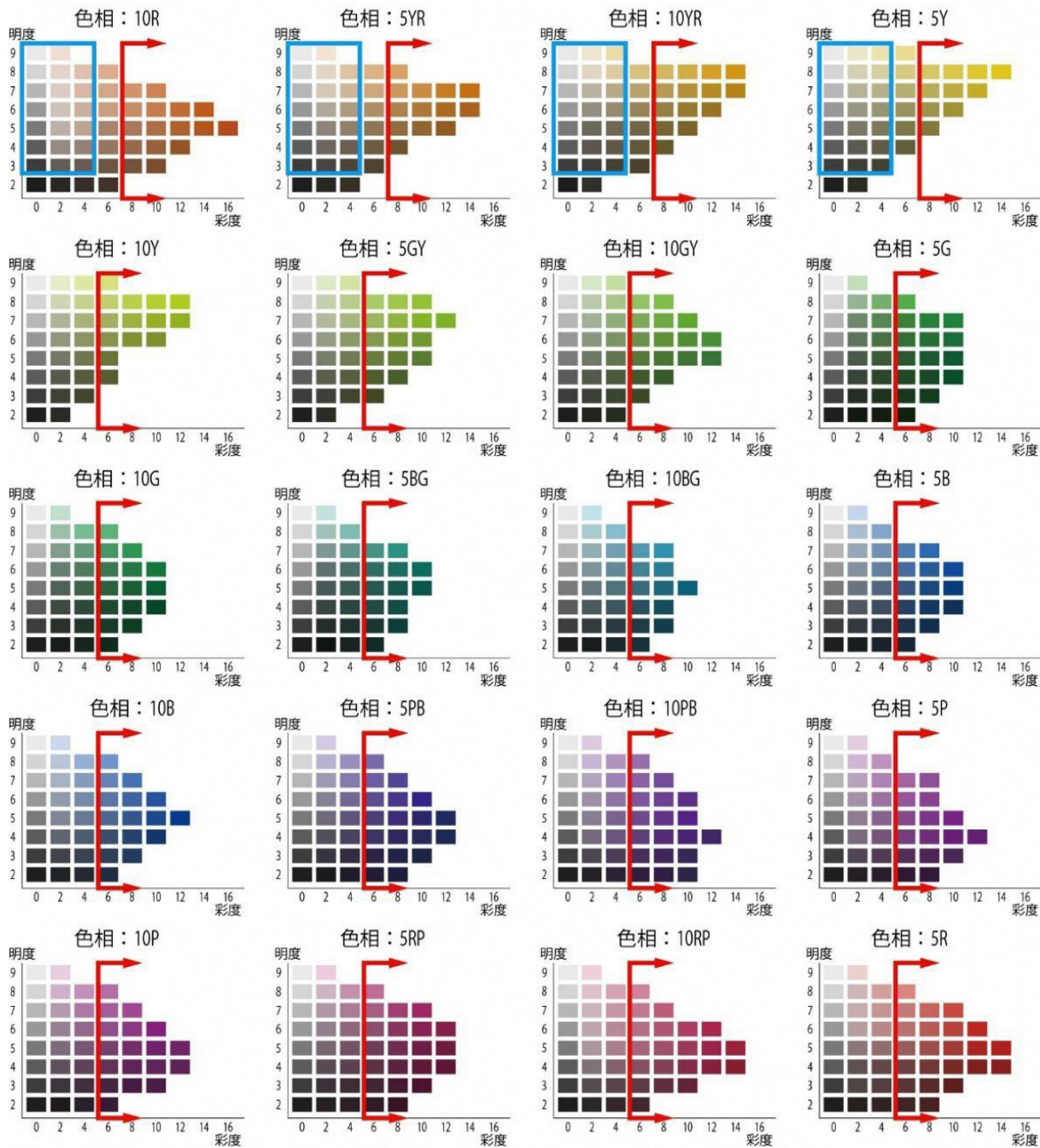
| 項目   | 基準   |        |        |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |
|------|--|--------|--------|----|----|-----|--------|--------|--------|-----|--------|---|--------|------|---|--------|
| 配置   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観への影響を極力与えないように配慮する。</li> <li>・尾根近くにおいては、できる限り低い位置とし、稜線を乱さないよう配慮する。</li> </ul>   |        |        |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |
| 規模   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さは、周辺の景観や眺望景観を妨げないよう配慮する。</li> </ul>  |        |        |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |
| 形態意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、周囲に違和感を与えないような形態意匠とする。</li> <li>・基調色には、以下の推奨色を使用するように努め、禁止色は使用しない。<br/>(※52 ページに記載のマンセル表色系参照)</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0 以上</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">禁止色</td> <td>10R～5Y</td> <td>-</td> <td>8.0 以上</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table> |        | 色相     | 明度 | 彩度 | 推奨色 | 10R～5Y | 3.0 以上 | 4.0 以下 | 禁止色 | 10R～5Y | - | 8.0 以上 | 上記以外 | - | 6.0 以上 |
|      | 色相   | 明度     | 彩度     |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |
| 推奨色  | 10R～5Y   | 3.0 以上 | 4.0 以下 |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |
| 禁止色  | 10R～5Y   | -      | 8.0 以上 |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |
|      | 上記以外   | -      | 6.0 以上 |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |
| 植栽   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮し、敷地周囲の植栽に努める。</li> </ul>   |        |        |    |    |     |        |        |        |     |        |   |        |      |   |        |

## ③ その他の行為

表 その他の行為の景観形成基準

| 行為                               | 項目    | 基準   |
|----------------------------------|-------|--|
| 開発行為<br>及び<br>土地の<br>区画形質<br>の変更 | 切土・盛土 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・切土、盛土は必要最小限とし、大規模な法面が生じないように努める。</li> <li>・法面や擁壁が生じる場合には、周囲に与える圧迫感や違和感を軽減するよう努め、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・開発後の状態が、周辺の景観と不調和にならないよう努める。</li> </ul> |
|                                  | 緑化    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法面緑化や擁壁の前部緑化等に努める。</li> </ul>  |
| 木竹の<br>伐採                        | 伐採    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・木竹の伐採は必要最小限とし、公共の場所等の遠方からの見え方に配慮する。</li> <li>・伐採後は周辺景観や植生に配慮した植栽等により景観の復元に努める。</li> </ul>  |
| 屋外の<br>堆積                        | 堆積    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積規模は必要最小限とし、高さはできる限り低く抑え、整然とした堆積とする。</li> </ul>   |
|                                  | 緑化・遮蔽 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・極力公共の場所から容易に見えない場所とし、やむを得ず公共の場所から見える場合には、周囲に緑化や柵・塀等を設置し、周辺の景観に配慮する。</li> <li>・柵や塀等の形態意匠、色彩、素材等は周辺との調和に配慮する。</li> </ul>                           |

推奨色   禁止色  



※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。

図 マンセル表色系による色彩の数値基準



## 第6章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

### (1) 指定の方針

魚沼市の良好な景観の形成を図る上で、特に重要な建造物及び樹木を景観重要建造物又は景観重要樹木に指定し、良好な景観の維持・保全・継承を図ります。

#### 1) 指定基準

次の①～③の条件をすべて満たす建造物又は樹木

- ① 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観（樹容）が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもの
- ② 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの
- ③ 以下のいずれかに該当するもの
  - ・地域の歴史・文化・風土等の特色を残し、後世に渡って守り継がれるべきもの
  - ・地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、地域住民に認知されているもの
  - ・建造物としての特に優れた意匠・デザインを有するもの  
(樹容に品格や風格が備わり、特に優れていると判断できるもの)
  - ・地域の景観形成を先導し、良好な影響を与えるもの
  - ・その他、地域の景観形成に取り組む上で特に重要で保全すべきと判断できるもの

### (2) 指定の方法

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定にあたっては、指定基準との適合性や建造物又は樹木の状態等についての調査を実施し、地域住民や（仮称）魚沼市景観審議会等の意見を聴いた上で、指定の妥当性についての判断を行います。

なお、所有者及び管理者には、あらかじめ十分な説明・協議を行い、同意を得たうえで指定を行うとともに、指定された場合は、これを表示する標識を設置します。

また、建造物や樹木の所有者は、当該建造物又は樹木について、良好な景観の形成を図る上で重要であると認めるときは、景観重要建造物又は景観重要樹木として指定するように提案することができます。

## 第7章 屋外広告物の制限に関する事項

### (1) 基本的な考え方

屋外広告物は、建築物等と同様に景観に大きな影響を与える構成要素であるため、屋外広告物の制限に関する事項を景観計画に位置付け、建築物や工作物等の行為の制限と連携し、一体的な景観形成に努めます。

今後は計画の推進状況を踏まえ、必要に応じて県との調整を図り、現行の新潟県屋外広告物条例に準拠した「(仮称) 魚沼市屋外広告物条例」の制定を目指します。

### (2) 屋外広告物の禁止または制限の基準に関する方針

#### 1) 禁止物件

現行の新潟県屋外広告物条例に定める内容に準じるものとします。

#### 2) 禁止地域及び許可地域

現行の新潟県屋外広告物条例に定める内容を基本とし、重点的な景観形成を図る地区や景観重要建造物及び景観重要樹木の敷地内、景観重要公共施設等については個別に検討します。

#### 3) 許可基準

現行の新潟県屋外広告物条例に定める内容を基本とし、地域の実情に応じた、形態、意匠、面積、色彩、高さ、照明、電子看板等の表示および設置に関する制限内容を検討します。



町内名を示す公共サイン

表 現行の屋外広告物の制限内容（新潟県屋外広告物条例 抜粋）

|                                     |   |  |
|-------------------------------------|---|--|
| <p>禁止広告物</p>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●著しく汚れ、たい色し、又は塗料等のはく離したもの</li> <li>●著しく破損し、又は老朽したもの</li> <li>●倒壊又は落下のおそれがあるもの</li> <li>●信号機や道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの</li> <li>●道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの</li> </ul>   |  |
| <p>禁止物件</p>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●橋、植樹帯、信号機、道路標識、道路上のさく、消火栓、火の見やぐら、郵便ポスト、電話ボックス、送電塔、照明塔、煙突、ガスタンク、銅像、記念碑、電柱・街灯柱、その他電柱の類 など</li> </ul>  |  |
| <p>禁止地域</p>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画区域の中に定められた用途地域のうち、第一種・第二種低層住居専用地域</li> <li>●景観地区、風致地区</li> <li>●高速道路、新幹線から両側 300m以内の区域（用途地域を除く。）</li> <li>●旧弥彦山有料道路、旧奥只見有料道路、旧越後七浦有料道路から両側 100m以内の区域（用途地域を除く。）</li> </ul> <p>※自家用広告物は、一定の基準内であれば表示・設置が可能。</p>   |  |
| <p>許可地域<br/>（許可が必要な地域）</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画法の規定により指定された都市計画区域</li> <li>●一般国道及び県道のうち主要地方道、鉄道又は軌道の境界線から両側 100m以内の区域</li> <li>●高速道路、新幹線の境界線から両側 300mを超え 500m以内の区域</li> <li>●風致保安林、文化財指定建物及びその敷地</li> <li>●自然環境保全地域、緑地環境保全地域</li> <li>●国立公園、国定公園及び県立自然公園の区域</li> </ul> <p>※自家用広告物は、一定の基準内であれば許可なく表示・設置が可能。</p> |  |
| <p>適用除外となる自家用<br/>広告物の主<br/>な基準</p> | <p>禁止地域内<br/>（広告旗以外）</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●営業所等につき 3 個以内であること</li> <li>●広告物の表示面積の合計が 10 m<sup>2</sup>以内であること</li> <li>●道路への突出幅は 1m以内であること</li> <li>●屋上以外の場所に表示し、又は設置するものであること 他</li> </ul>                              |
|                                     | <p>許可地域内<br/>（広告旗以外）</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●営業所等につき 5 個以内であること</li> <li>●広告物の表示面積の合計が 10 m<sup>2</sup>以内であること</li> <li>●道路への突出幅は 1 m以内であること 他</li> </ul>   |
|                                     | <p>広告旗</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●営業所につき 10 個以内であること</li> <li>●大きさ（支柱は除く。）は、1 個当たり縦 2m以下、横 1m以下の範囲で、表示面積は 1 m<sup>2</sup>以内であること</li> <li>●道路上に突き出さないものであること</li> <li>●営業時間内に限り、表示し、又は設置するものであること 他</li> </ul> |



## 第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

### (1) 基本的な考え方

良好な景観の形成を進める上で、骨格となる道路や河川、都市公園などの特に重要な公共施設を景観重要公共施設として位置付けます。

具体的な施設の指定は、国や県等の施設管理者との協議を適宜進めながら、「景観重要公共施設の指定基準」に従い、必要に応じて進めます。

#### 1) 景観重要公共施設の指定基準

次の①～③のいずれかの条件を満たす公共施設

- ① 魚沼市の自然、歴史、文化、風土等の特色を示す公共施設の区間又は区域
- ② 市民や来訪者が頻繁に利用し、又は親しまれ、景観上特に重要と考えられる公共施設の区間又は区域
- ③ その他、魚沼市の景観形成に大きな影響を与えると考えられる公共施設の区間又は区域



市民に親しまれている河川や公園の例



国道 252 号 道の駅いりひろせ



新潟県立浅草山麓エコ・ミュージアム

写真提供：浅草山麓エコ・ミュージアム

## (2) 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観重要公共施設を指定する場合には、以下の方針を踏まえ、施設ごとに「整備に関する事項」を定めるとともに、施設管理者との連携による良好な景観の形成を図ります。

### 1) 景観重要道路

- 地域の特性や周辺景観との調和に配慮する
- 道路舗装は安全性や快適性に配慮し、周辺景観と調和する素材・色彩を使用する
- 街路灯、道路付属物、柵等の工作物は、配置や規模、形態意匠、素材・色彩等を工夫し、眺望景観の確保や統一感のある景観の形成に努める
- 街路樹や植栽等の道路緑化により、潤いのある景観の形成に努める

### 2) 景観重要河川

- 河川構造物（護岸や河川占用物等）は、地域の特性や周辺景観との調和に配慮するとともに、眺望景観の確保や統一感のある景観の形成に努める
- 周囲の植生や生態系の保全を図り、自然素材等を使用するように努める
- 市民が身近に潤いを感じられるような親水性のある河川空間の形成に努める

### 3) 景観重要都市公園

- 地域の特性や周辺景観との調和に配慮する
- 周囲の植生や生態系の保全を図り、統一感のある植樹や植栽に努める
- 広場、休憩所、遊具等の公園施設は、配置や規模、形態意匠、素材・色彩等を工夫し、眺望景観の確保や統一感のある景観の形成に努める



湯之谷焼が埋め込まれた雪崩予防壁  
(国道 352 号沿道)



月岡公園に咲くユリ

## 第9章 景観づくりの推進

### (1) 協働による景観づくり

景観づくりを推進するためには、市民・事業者・行政などがそれぞれの役割を認識し、協働で取り組むことが必要です。

#### ■市民の役割

- ・自らが景観づくりの主体となることを認識し、身近な景観に目を向け、どのような景観があるのかを把握するように努めます。
- ・自らの家や周辺の清掃、緑化等を行い、良好な景観の保全・形成や景観を阻害する要因の改善に努めます。
- ・市や各種団体が実施する景観づくりに関する施策に協力するように努めます。
- ・優れた景観について情報を発信し、知人や友人など、より多くの人に知ってもらえるように努めます。

#### ■事業者の役割

- ・所有する建築物や看板などが景観の要素であることを認識し、適切な維持・管理・創出により、良好な景観の保全・形成や景観を阻害する要因の改善に努めます。
- ・建築や土木事業者は、自らの事業が景観へ直接影響を与えることを認識し、景観に配慮した事業を行うよう努めます。
- ・農林業の事業者は、農地や林地の景観を維持・保全し、景観への活用に努めます。
- ・市や各種団体が実施する景観づくりに関する施策に協力するように努めます。

#### ■行政の役割

- ・市民や事業者に本市の景観づくりについて知ってもらうために、市報やパンフレット、ガイドライン等による情報発信を行います。
- ・重点地区等で、市民や事業者が行う外壁の修景等の整備や、美化活動等の景観づくりに関する活動の支援策を検討します。
- ・公共事業等では景観に配慮した整備を行うなど、景観づくりの先導的な役割を担います。
- ・良好な景観づくりを行うため、建築・開発行為について適切な助言や指導を行います。
- ・様々な景観づくりの取り組みを総合的・一体的に進めていくための体制を構築します。



## (2) 推進施策

### 1) 普及・啓発・人材育成

本市では、市民一人ひとりが景観に対する関心を持ち、主体的に景観づくりに取り組めるよう、普及・啓発や人材育成に取り組めます。

#### ■パンフレット等による情報提供

市民の景観に対する意識醸成のため、パンフレットや市報、インターネットなどの媒体を活用し、景観計画の内容や本市の景観についての情報提供を行います。



景観基本計画策定時のパンフレット

#### ■イベント等による人材育成

市民の景観に関する意識醸成や人材育成に向け、景観に関するイベントの講座や開催を検討します。

#### ■景観形成ガイドラインによる周知

本市の景観形成の基準等を市民に分かりやすく伝えるため、景観形成ガイドラインを作成します。

### 2) 市民による景観づくりへの支援

本市では、良好な景観づくりを推進するにあたり、市民が行う景観づくりに関する活動に対して、支援を行います。

#### ■協議の場の提供

地域住民の発意により重点地区の指定を目指す地区に対し、協議の場の提供や、必要に応じてアドバイス等を行います。



公園の維持活動

#### ■景観形成行為に対する支援

重点地区等の景観のルールに基づいた建築物の修景や整備等に対して支援策を検討します。

#### ■景観づくり活動への支援

重点地区等で市民が行う美化活動や花壇の維持管理等、良好な景観づくりに関する活動に対して支援策を検討します。



### 3) 諸制度の活用

#### ① 景観法

本市では、地域の景観づくりの状況に応じて、景観法に基づく下記の制度を活用し、景観づくりを推進します。

##### ■ 景観地区

都市計画区域内で、より積極的に景観の形成や誘導を図っていこうとする地区について、都市計画による景観地区と定めます。景観地区を定めることで、建築物の色彩や、高さの最高限度、敷地の最低面積などを定めることができます。

また、都市計画区域外では「準景観地区」として定めることができます。

##### ■ 景観協定

景観計画区域内(魚沼市では全域)の一定の土地について、住民の合意に基づいて、建築物等の形態意匠や緑化等の良好な景観形成に関するルールを定めることができます。景観計画区域や景観地区では定めることのできないソフトな事項についても定めることができます。

##### ■ 景観整備機構

景観づくりの活動を行う NPO 法人や公益法人等を指定し、景観形成の担い手として公的に位置付けるものです。景観づくりの活動について、市民や NPO 団体の積極的な参加と役割分担が促進され、地域の景観が持続的に守り育てられることが期待されます。

##### ■ 景観協議会

景観行政団体、公共施設管理者、景観整備機構、関連公共団体、公益法人、市民などの関係者が、良好な景観づくりに関する協議を行うために設置する協議の場です。この景観協議会での合意事項は、協議会の構成員に法的な尊重義務が生じます。

#### ② その他の法制度

景観法に基づく制度のほか、必要に応じ下記の法制度を活用し、景観づくりの推進を図ります。

- ・都市計画法による地区計画制度等
- ・文化財保護法による重要文化的景観や重要伝統的建造物群保存地区等
- ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴まち法)による歴史的風致維持向上計画等

## (3) 推進体制

### 1) 景観審議会を設置

魚沼市景観計画の推進を図り、良好な景観づくりについて必要な事項を審議するため、「(仮称) 魚沼市景観審議会」を設置します。

#### ■景観審議会の構成

- ・有識者
- ・市民団体や関係団体の構成員
- ・公募市民 等

#### ■景観審議会の審議事項

- ・重点地区や景観重要建造物、景観重要公共施設等の指定に関する事
- ・屋外広告物の制限に関する事
- ・魚沼市景観計画の改定等に関する事
- ・その他景観法に関する事（景観地区、景観協議会、景観整備機構等）

### 2) 関係各課との連携

景観づくりに関する取り組みをスムーズに推進するため、庁内の建築や農業、観光等の関係する庁内各課と連携を図ります。

### 3) 景観アドバイザー制度の創設

景観づくりを行うにあたって、専門的な立場から助言や指導等を行う景観アドバイザー制度を創設します。

#### ■景観アドバイザーの役割

- ・市民が届出対象行為を行う際の事前相談
- ・担当課で判断できない届出対象行為の形態意匠や高さ等に関する相談

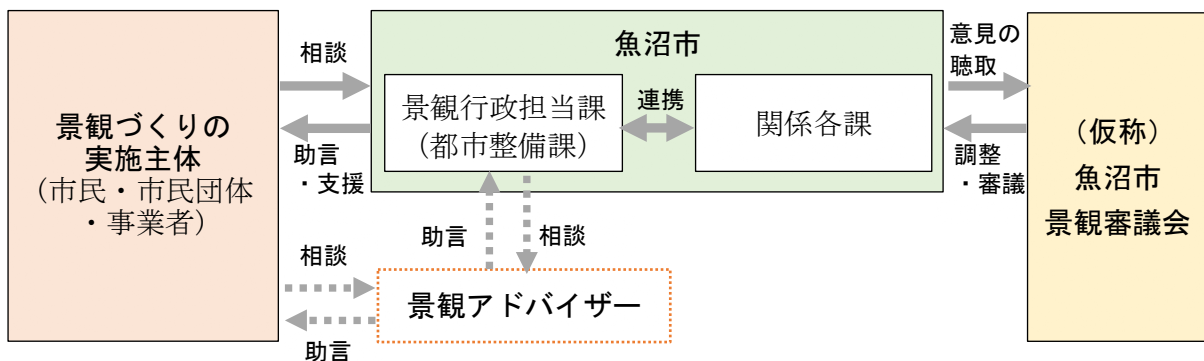
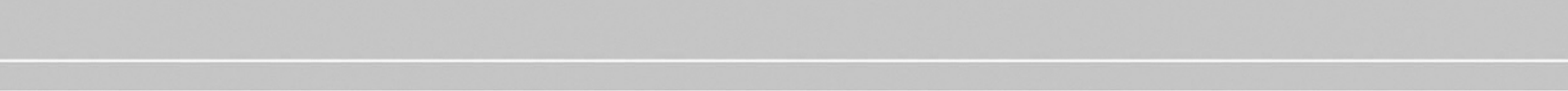


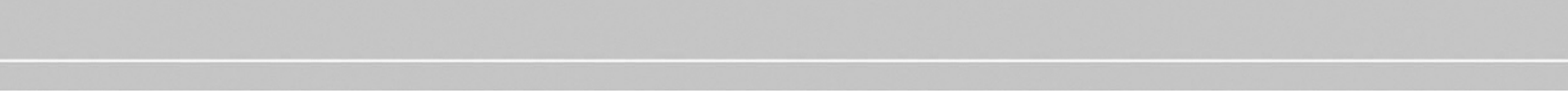
図 推進体制のイメージ



# 参 考 資 料

- (1) 景観計画の策定経過.....参-1
- (2) 景観に関する市民アンケート結果（概要）.....参-2
- (3) 景観法抜粋.....参-5





## (1) 景観計画の策定経過

| 年月       |      | 策定経過  | その他                  |
|----------|------|---|----------------------|
| 平成 28 年度 |      | ● 基礎的調査   |                      |
| 平成 29 年度 | 4 月  |   |                      |
|          | 5 月  |   |                      |
|          | 6 月  |   |                      |
|          | 7 月  | ● 市民アンケート(7/21~8/4)                                       |                      |
|          | 8 月  |   |                      |
|          | 9 月  |   |                      |
|          | 10 月 | ● 第 1 回庁内検討委員会(10/5)                                      |                      |
|          | 11 月 | ● 第 1 回策定委員会(11/15)                                       |                      |
|          | 12 月 | ● 第 2 回庁内検討委員会(12/26)                                     |                      |
|          | 1 月  |   |                      |
|          | 2 月  | ● 第 2 回策定委員会(2/21)  |                      |
|          | 3 月  | ● 第 3 回庁内検討委員会(3/14)                                      |                      |
| 平成 30 年度 | 4 月  |   |                      |
|          | 5 月  |   |                      |
|          | 6 月  | ● 第 3 回策定委員会(6/26)  |                      |
|          | 7 月  |   |                      |
|          | 8 月  |   |                      |
|          | 9 月  |   |                      |
|          | 10 月 | ● 第 4 回庁内検討委員会(10/5)                                      |                      |
|          | 11 月 | ● 第 4 回策定委員会(11/1)  |                      |
|          | 12 月 | ● 市民説明会(12/4, 12/5, 12/6)                                 |                      |
|          | 1 月  | ● パブリックコメント(1/7~2/6)<br>● 都市計画審議会(1/18)<br>● 事業者説明会(1/29) | ● 景観行政団体へ移行<br>(1/4) |
|          | 2 月  |   |                      |
|          | 3 月  | ●● 第 5 回策定委員会 兼 庁内検討委員会(3/11)                             |                      |

## (2) 景観に関する市民アンケート結果 (概要)

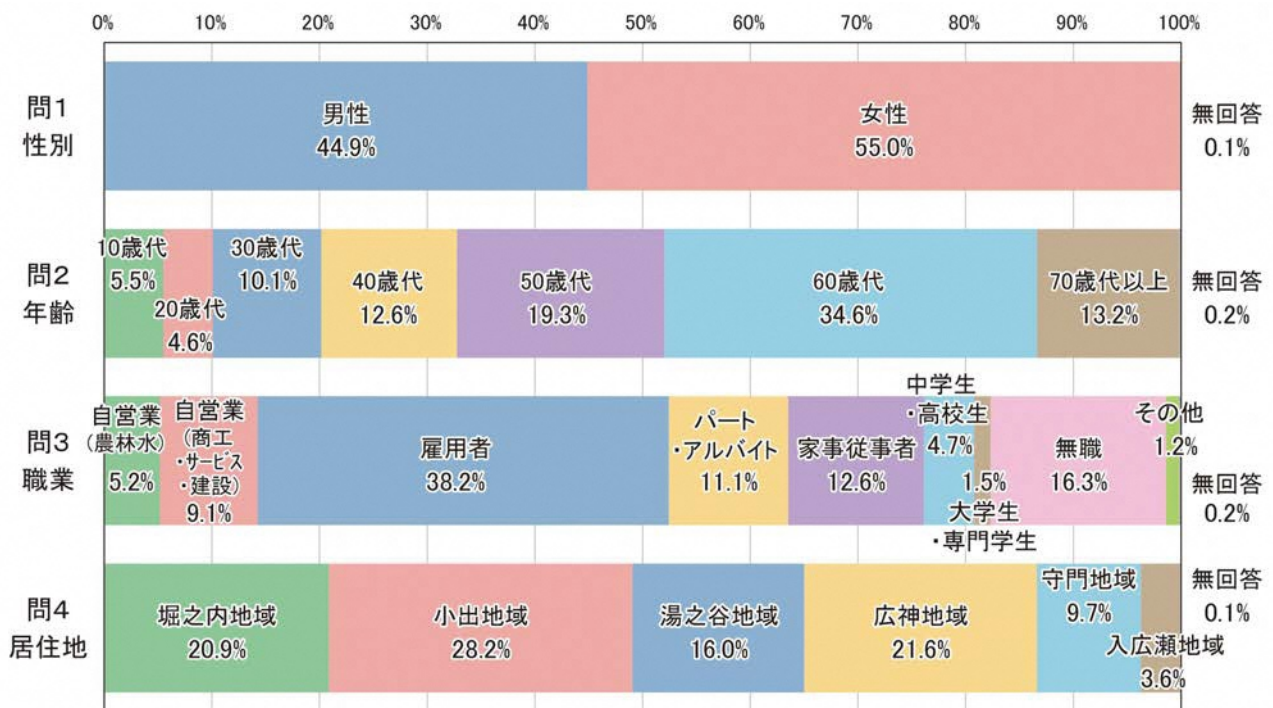
調査期間：平成 29 年 7 月 21 日～平成 29 年 8 月 4 日 (14 日間)

調査対象：市内に居住する 14 歳以上の方から無作為に抽出した 3,000 人

調査方法：郵送配布・郵送回収

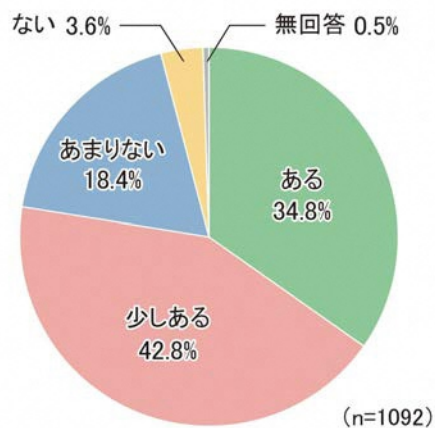
回答者数：1,094 人 (回収率 36.5%)

### A. 回答者の属性

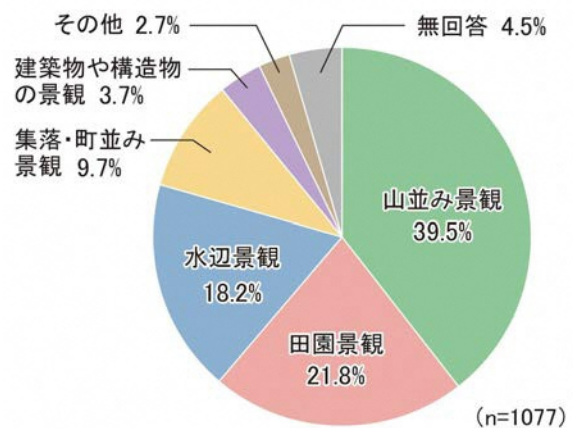


### B. 魚沼市の景観について

問5. あなたは、魚沼市の自然や町並みなどの景観に興味や関心があります



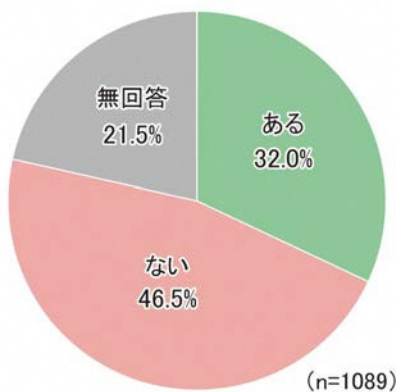
問6. 魚沼市の中で、特に好きな景観や大切にしたい景観は何ですか。



問7. 魚沼市の中で、お気に入りの景観や風景の場所はどこですか。

| 分類                        | 件数  | 具体的な場所や名称(件数)   |
|---------------------------|-----|---|
| 1) 山岳・丘陵等                 | 319 | 魚沼(越後)三山(141)、権現堂山(30)、守門岳(23)、奥只見(19)、銀山平(13)、道光高原(9)、駒ヶ岳(6)、尾瀬(6)、向山(6)、八海山(5) ほか |
| 2) 公園・植物等                 | 131 | 月岡公園(41)、根小屋芝桜公園(34)、響きの森公園(9)、小出公園(9)、コスモス畑(7)、戸隠溪流歴史公園(5) ほか                      |
| 3) 河川・水辺等                 | 112 | 魚野川(48)、鏡ヶ池(13)、佐梨川(11)、奥只見湖(10)、破間川(7)、大白川(5) ほか                                   |
| 4) 建築物・土木構造物等             | 64  | 奥只見ダム(14)、只見線(10)、寺社(8)、目黒邸(7)、高速・国道(5) ほか  |
| 5) 市街地・町並み・通り等            | 42  | 山頂から見る魚沼市・町並み、小出周辺、温泉街、遊歩道、小道 など  |
| 6) 田園・棚田等                 | 21  | 稲倉、青島、蕨和田、小平尾、中家、須原平 など   |
| 7) その他                    | 36  | スキー場(13)、ホテル(5) ほか  |
| 8) 複数の対象から構成される景観         | 99  | 山岳と河川(44)、山岳と田園(13)、山岳と市街地等(11)、山岳と河川と田園と市街地等(8) ほか                                 |
| 9) 特定の視点場からの眺望景観(視対象は非特定) | 74  | 山岳から(22)、スキー場から(17)、公園から(11)、道路から(6) ほか   |
| 計                         | 898 | ※複数回答あり   |

問8. 魚沼市の中で、景観上特に重要で守っていった方がよい建造物や樹木はありますか。



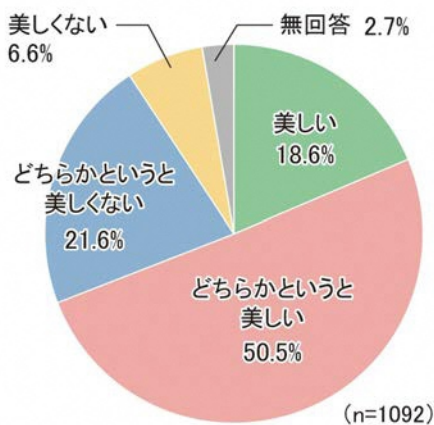
■守っていった方がよい建造物

- ・目黒邸 (76 件)
- ・西福寺 (開山堂) (16 件)
- ・清水川辺神社 (8 件)
- ・小出郷文化会館 (7 件)
- ・奥只見ダム (6) など

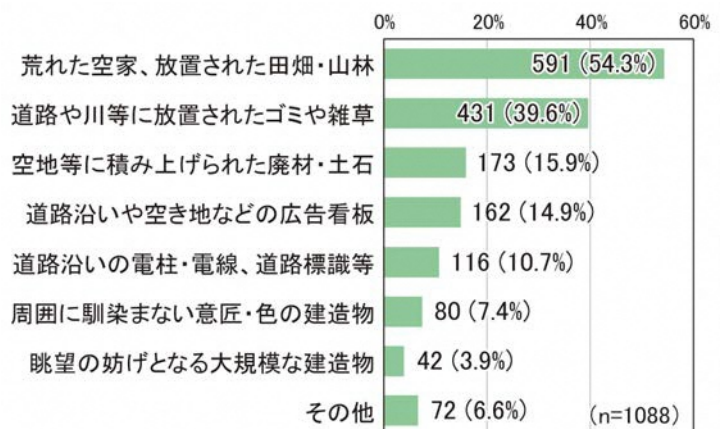
■守っていった方がよい樹木

- ・魚野川桜づつみの桜 (8 件)
- ・小出公園の桜 (7 件)
- ・大白川のブナ林 (7 件)
- ・七日市不動院の銀杏の木 (5 件)
- ・滝ノ又二本杉 (5) など

問9. あなたが住んでいる所は、風景や町並みが美しいと思いますか。



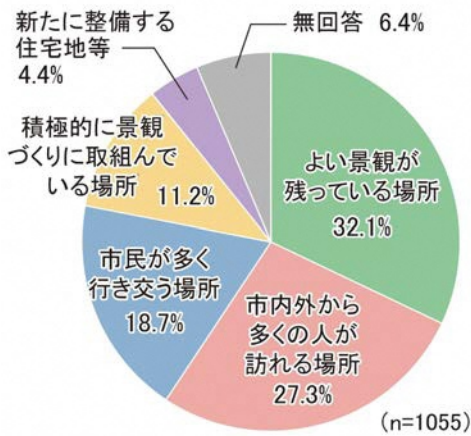
問10. 魚沼市の中で、景観を邪魔していると感じるものは何ですか。(2つまで回答)





### C. 景観づくりについて

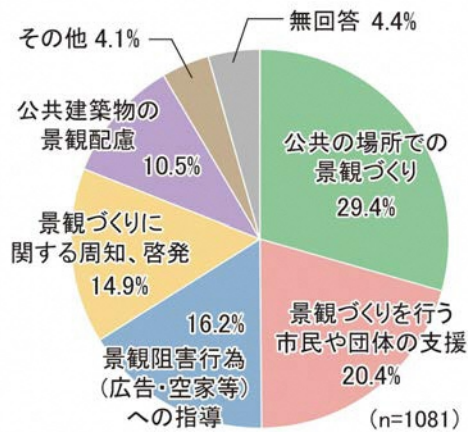
問 11. 魚沼市の中で、特に景観づくりに力を入れるべき場所はどこだと思いますか。



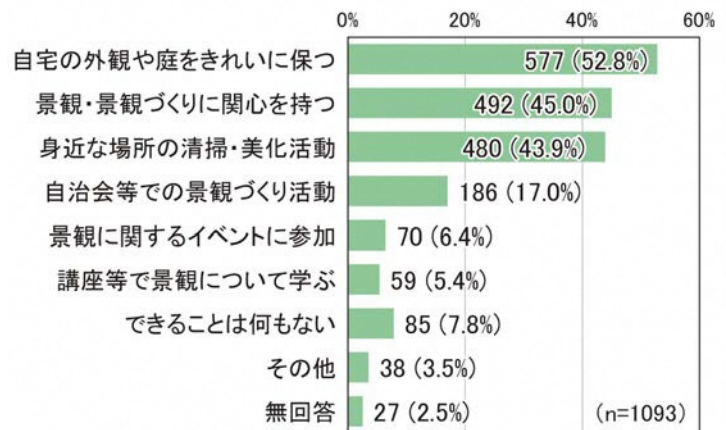
#### ■具体的な場所や名称

- ・小出本町、商店街 (6 件)
- ・小出公園 (3 件)
- ・月岡公園 (3 件)
- ・根小屋芝桜公園 (3 件)
- ・魚野川 (2 件)
- ・魚沼三山が見えるところ (2 件)
- ・只見線の無人駅 (2 件) など

問 12. 景観づくりのために、市が取り組むべきことは何だと思いますか。

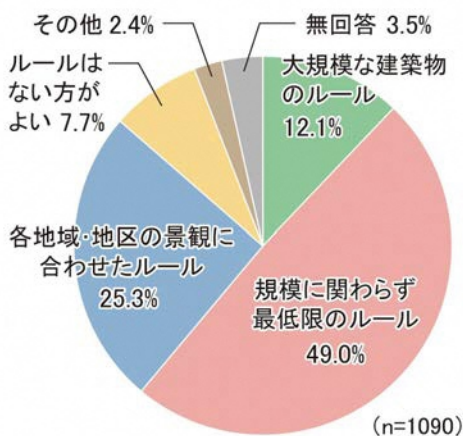


問 13. 景観をよくするために、あなたができることは何だと思いますか。(あてはまるものすべて回答)

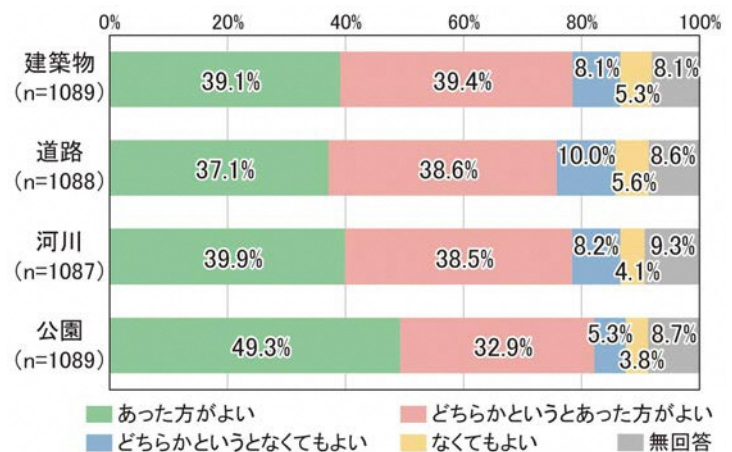


### D. 景観づくりのためのルールについて

問 14. 建築物などのルールはあった方がよいと思いますか。



問 15. 公共の施設を整備するときに、景観に関するルールはあった方がよいと思いますか。



## (3) 景観法抜粋

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

- 2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- 3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- 4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- 5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

#### (住民の責務)

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

#### (定義)

第七条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第九十八条第一項において「指定都市」という。）の区域にあつては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第九十八条第一項において「中核市」という。）の区域にあつては中核市、その他の区域にあつては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であつて、第九十八条第一項の規定により第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務（同条において「景観行政事務」という。）を処理する市町村の区域にあつては、当該市町村をいう。

- 2 この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。
- 4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 5 この法律において「国立公園」とは自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）第二条第二号

に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第三号に規定する国定公園をいう。

- 6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

## 第二章 景観計画及びこれに基づく措置

### 第一節 景観計画の策定等

（景観計画）

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
- 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
- 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
- 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
- 二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）
- 四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十一年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項

ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準

- であって、良好な景観の形成に必要なもの
- (1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
  - (2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可の基準
  - (3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
  - (4) 津波防災地域づくりに関する法律第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の基準
  - (5) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
  - (6) 港湾法第三十七条第一項の許可の基準
  - (7) 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準

ニ 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景

観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。)

- 3 前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。
- 4 第二項第二号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
  - 一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
  - 二 次に掲げる制限であつて、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
    - イ 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限
    - ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
    - ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
    - ニ その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
- 5 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 6 景観計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
- 7 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
- 8 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
- 9 景観計画に定める第二項第四号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政

令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。

- 10 第二項第四号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号及び第四号ニに掲げる事項並びに第三項に規定する事項については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。
  - 11 景観計画に定める第二項第四号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。  
(策定の手続)
- 第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。
  - 3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
  - 4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。
  - 5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。
  - 6 景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。



7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（特定公共施設の管理者による要請）

第十条 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域（景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域となるべき区域）内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第八条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。

2 景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、当該景観計画について、第八条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 景観行政団体は、前二項の要請があった場合には、これを尊重しなければならない。

（住民等による提案）

第十一条 第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案

することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

（計画提案に対する景観行政団体の判断等）

第十二条 景観行政団体は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該景観計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（計画提案を踏まえた景観計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議）

第十三条 景観行政団体は、前条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第九条第二項の規定により当該景観計画の案について意見を聴く都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に対し、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出しなければならない。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置）

第十四条 景観行政団体は、第十二条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(景観協議会)

第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第二節 行為の規制等

(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為

四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にしなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 景観重要建造物について、第二十二條第一項の規定による許可を受けて行う行為

四 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

八 第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等

九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域

（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

（変更命令等）

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同

じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしてしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。

3 第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。

4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行為の着手の制限)

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日（特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百三条第四号において同じ。）に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

### 第三節 景観重要建造物等

#### 第一款 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定)

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の

所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

(景観重要建造物の指定の提案)

第二十条 景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であつて前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（以下この節及び第五節において「景観整備機構」という。）は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であつて前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る建造物について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(指定の通知等)

第二十一条 景観行政団体の長は、第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があつたときは、遅滞な



く、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

第二十二條 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 景観行政団体の長は、第一項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。

(原状回復命令等)

第二十三條 景観行政団体の長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくして当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者

若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第二十四條 景観行政団体は、第二十二條第一項の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該許可の申請に係る行為をするについて、他の法律（法律に基づく命令及び条例を含む。）で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの（当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

2 前項の規定による損失の補償については、景観行政団体の長と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、景観行政団体の長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

第二十五條 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第二十六條 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあつては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関

し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

第二十七条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第二十一条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

## 第二款 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定)

第二十八条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

(景観重要樹木の指定の提案)

第二十九条 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであ

ると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(指定の通知等)

第三十条 景観行政団体の長は、第二十八条第一項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

第三十一条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 第二十二条第二項から第四項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

(原状回復命令等についての準用)

第三十二条 第二十三条の規定は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第二項において準用する第二十二条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

2 第二十四条の規定は、前条第一項の許可を受けることができないために受けた景観重要樹木の所有者の損失について準用する。

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第三十三条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十四条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

第三十五条 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第二十八条第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第三十条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

### 第三款 管理協定

省略

### 第四款 雑則

省略

### 第四節 景観重要公共施設の整備等

(景観重要公共施設の整備)

第四十七条 景観計画に第八条第二項第四号ロの景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例)

第四十八条 景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法による道路（以下「景観重要道路」という。）に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条の規定の適用については、同条第一項中「その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため」とあるのは「景観計画（景観法第八条第一項に規定する景観計画をいう。）に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」と、「特

に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第二項中「市町村を除く。）」とあるのは「市町村を除く。）」、当該指定に係る道路の存する区域において景観行政団体（景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。）である都道府県（当該指定に係る道路の道路管理者が都道府県である場合の当該都道府県及び次項の規定による要請をした都道府県を除く。）」と、同条第三項中「市町村」とあるのは「市町村又は景観行政団体である都道府県」とする。

(道路法の特例)

第四十九条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(1)の許可の基準に関する事項が定められた景観重要道路についての道路法第三十三条、第三十六条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十三条及び第三十六条第二項中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(1)の許可の基準」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は良好な景観を形成する」とする。

(河川法の規定による許可の特例)

第五十条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(2)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である河川法による河川（以下この条において「景観重要河川」という。）の河川区域（同法第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。）内の土地における同法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為については、当該景観重要河川の河川管理者（同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(2)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

(都市公園法の規定による許可の特例等)

第五十一条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(3)の許可の基準（都市公園法第五条第一項の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要公共施設である同法による都市公園（以下この条において「景観重要都市公園」という。）における同法第五条第一項の許可を要する行為については、当該景観重要都市公園

の公園管理者（同項に規定する公園管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(3)の許可の基準に適合しない場合には、同項の許可をしてはならない。

2 景観計画に第八条第二項第四号ハ(3)の許可の基準（都市公園法第六条第一項又は第三項の許可に係るものに限る。）が定められた景観重要都市公園についての同法第七条の規定の適用については、同条中「政令で定める技術的基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(3)の許可の基準」とする。

（津波防災地域づくりに関する法律の特例）

第五十一条の二 省略

（海岸法の特例等）

第五十二条 省略

（港湾法の特例）

第五十三条 省略

（漁港漁場整備法の特例）

第五十四条 省略

#### 第五節 景観農業振興地域整備計画等

省略

#### 第六節 自然公園法の特例

第六十条 第八条第二項第四号ホに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ホの許可の基準」とする。

### 第三章 景観地区等

省略

### 第四章 景観協定

省略

### 第五章 景観整備機構

省略

### 第六章 雑則

省略

### 第七章 罰則

第一百一条 第十七条第五項の規定による景観行政団体の長の命令又は第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定による景観行政団体の長の命令又は第七十条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者

二 省略

三 省略

四 省略

第一百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条第七項又は第七十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十七条第七項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第七十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第十八条第一項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者

五 第二十二條第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、行為をした者

六 第二十二條第三項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者

七 第二十三條第一項（第三十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

八 省略

第一百四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第一百五條 第二十六條又は第三十四條の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百六條 第四十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第一百七條 第四十三條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

第一百八條 省略





# 魚沼市景観計画

令和2年3月 策定

編集 魚沼市産業経済部 都市整備課

〒946-8555 新潟県魚沼市今泉 1488 番地 1 (広神庁舎)

電話 : 025-799-3134

FAX : 025-799-4488

E-mail : toshiseibi@city.uonuma.lg.jp

裏表紙に使用している写真のうち、上段4枚と下段左から1枚目と3枚目は、魚沼市フォトコンテストの作品を使用



ひとと四季がかがやく雪のくに



魚沼市

